

# 調査報告書

大島商船高等専門学校  
いじめ調査第三者委員会

## 目次

第1 委員会の設置に至る経過, 調査の目的等 .....	3
第2 調査の経過 .....	5
第3 大島商船の概況 .....	8
第4 本件いじめの経緯 .....	10
第5 当委員会がその存在を認定したいじめ .....	13
第6 本件いじめの背景 .....	23
第7 本件いじめに対する大島商船の対応 .....	30
第8 M科, I科学生に対する威圧的な事情聴取 .....	60
第9 機構対応の問題点 .....	68
第10 提言 .....	69
第11 機構に対する要望 .....	84
第12 最後に .....	86

## 第1 委員会の設置に至る経過、調査の目的等

- 1 大島商船高等専門学校いじめ調査第三者委員会（以下「当委員会」という。）は、大島商船高等専門学校（以下「大島商船」という。）商船科に平成28年に入学した■■■■学生（以下「被害学生」という。）に対して、大島商船に在籍する他の学生からのいじめ行為がなされたとの申告を受け、大島商船が、被害学生に対するいじめに関する調査を行うために設置した委員会である。
- 2 当委員会は、「大島商船高等専門学校第三者委員会（いじめ問題）要領（平成29年11月30日校長裁定）」に基づいて設置された。

平成29年12月25日、当初選任された深澤清治委員（広島大学教授）、長井朋委員（臨床心理士）、山本直委員（弁護士・山口県弁護士会所属）により、第1回調査委員会が開催された。その後、関係者より、設置の目的や委員の構成に対して意見が出されたことを受け、委員として福岡県弁護士会に所属する小坂昌司委員（弁護士）を追加選任し、平成30年1月29日に4名の委員による最初の調査委員会が開催された。

調査委員長には、委員の互選により小坂委員が就任し、委員長が欠けた際の代行者として、委員長が山本委員を指名した。

第2回委員会以降、当委員会の目的、調査方法等について、大島商船及び被害学生（その保護者を含む）の意見を聴取しながら、調査要領を策定し、その要領に沿って調査を行うこととした。

- 3 当委員会は、調査要領に記載したとおり、本件の調査を、いじめ防止対策推進法28条の重大事態への対応における調査に準じて行うこととした（高等専門学校については、いじめ防止対策推進法28条の規定が直接適用されないため、委員会において、それに準ずるものと位置づけを確認したものである。）。そして、調査の目的について、①いじめの事実関係の調査を中心としつつ、②いじめに対する大島商船の対応経過の確認とその適否の判断及び③いじめが認められた場合には、今後大島商船においていじめが発生しないための方策に

についての検討を行うものと確認した。

なお、上記の「②いじめ発覚後の大島商船の対応経過」には、本件いじめに関して大島商船が行った調査における「学生への威圧的な取り調べ」の事実及び [REDACTED] 懲戒手続に関する事実も含むものと確認した。

- 4 当委員会の調査目的は、前項のとおりであるが、その点に関して補足する。まず、当委員会は、いじめ防止対策推進法の重大事態への対応の趣旨に沿って活動をするものである。重大事態が生じた（あるいは疑われた）場合に第三者的な委員会を組織して調査を行う趣旨は、客観的な視点からいじめに関する事実の存否及びその内容並びにいじめの背景事情や学校の対応の適否などを明らかにして、被害学生の権利を守るとともに、学校内におけるいじめの再発を予防し、仮にいじめが発生した場合の学校の対応をより適切なものとするように意見を具申する点にある。

この点について、文部科学省が策定した「いじめ防止等のための基本的な方針」には、「この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。」とされている。したがって、当委員会も、いじめの加害者や対応に当たった学校関係者の責任を追及するために調査をするものではない。

また、当委員会は、可能な限り事実関係を明らかにすることを目指して調査を実施しているが、調査には強制力がなく、特に学生からの聴取について任意の協力を得られることが前提となること、第三者性を確保するために、学校が生徒に対して有する指導権限等を利用して調査への協力を促すことには慎重を期する必要があることなどから、意図した聞き取り等が実施できていない部分が存在することは否定できない。そのため、被害学生が申告するいじめ被害のうち、その存在を認定していない事実については、それがなかったと判断するものではない。あくまで可能な調査の中でその存在の蓋然性が高いと認めら

れるものをいじめ行為があったと認定するものである。

- 5 当委員会は、当初、令和元年夏頃に最終報告を行う方針を立て、代理人を通して被害学生に最終報告に向けた協議を提案したが、被害学生の了解が得られなかった。そのため、令和元年9月に、被害学生が了解をしないままに最終報告を行うこととした。

しかし、その後、被害学生の代理人が交代をしたことが判明した。当委員会としては、代理人の交代を受け、可能であれば新しい代理人を通して改めて協議を申し入れ、被害学生の了解を得たうえで最終報告を行いたいと考え、最終報告として準備していた内容を中間報告として大島商船及び被害学生に報告し、双方から中間報告に対する意見を聴取し、必要があれば追加調査を行ったうえで最終報告を行うこととした。

上記の方針に基づき、10月15日に中間報告を行い、その後、大島商船と被害学生から中間報告に対する意見を受け、意見に基づいて追加調査を行ったうえで、本最終報告に至ったものである。

なお、調査について、4に記載したような制約が生じた面はあるが、中間報告に対する意見及びそれを受けての追加調査も行ったことも含め、「学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る」という調査の主たる目的を達するために必要な調査は概ね実施できたものと判断している。

## 第2 調査の経過

### 1 委員会審議経過

回数	年月日	場所	参加委員	備考
1	2017.12.25	大島商船	小坂以外3名	
2	2018.1.29	大島商船	4名	
3	2018.3.12	大島商船	同上	
4	2018.4.6	山本直法律事務所	同上	

5	2018. 5. 1	文化センター	同上	
6	2018. 6. 1	山本直法律事務所	同上	
7	2018. 6. 10	大島商船	同上	調査の進め方の参考とするため、住友剛教授（京都精華大学人文学部）から意見聴取
8	2018. 6. 19	文化センター	同上	
9	2018. 6. 29	山本直法律事務所	深澤以外 3名	
10	2018. 7. 25	山本直法律事務所	4名	
11	2018. 8. 8	山本直法律事務所	同上	
12	2018. 9. 1	山本直法律事務所	同上	
13	2018. 10. 1	大島商船	同上	教職員聴取あり
14	2018. 10. 19	大島商船	同上	学生聴取あり
15	2018. 11. 5	山本直法律事務所	同上	
16	2018. 11. 26	大島商船	同上	教職員，元教職員聴取あり
17	2018. 12. 10	山本直法律事務所	同上	
18	2018. 12. 27	山本直法律事務所	同上	
19	2019. 1. 11	山本直法律事務所	同上	
20	2019. 1. 21	大島商船	同上	学生聴取あり
21	2019. 1. 28	大島商船	深澤以外 3名	教職員等聴取あり
22	2019. 2. 22	山本直法律事務所	4名	
23	2019. 3. 8	大島商船	同上	
24	2019. 3. 13	山本直法律事務所	同上	
25	2019. 4. 2	大島商船	同上	教職員聴取あり
26	2019. 4. 22	山本直法律事務所	同上	
27	2019. 5. 10	山本直法律事務所	同上	
28	2019. 7. 25	大島商船	同上	教職員聴取あり
29	2019. 9. 5	大島商船	同上	
30	2019. 10. 6	山本直法律事務所	同上	
31	2019. 10. 20	山本直法律事務所	同上	
32	2019. 11. 17	山本直法律事務所	同上	
33	2019. 12. 23	大島商船	同上	教職員聴取あり
34	2020. 1. 30	大島商船	同上	教職員聴取あり
35	2020. 2. 25	山本直法律事務所	深澤以外 3名	
36	2020. 3. 17	山本直法律事務所	4名	
37	2020. 3. 20	福岡県弁護士会	4名	

## 2 調査（アンケート及び関係者聴取）の経過

年月日	場所	内容
2018. 4. 28	被害学生代理人法律事務所	被害学生聴取
2018. 6. 19	大島商船	学生アンケート（現3年全員対象）
2018. 7. 10	交付後に回収	教職員アンケート（全教職員対象）
2018. 7. 18	大島商船学生寮	学生アンケート（1, 3年生以外の全寮生対象）
2018. 7. 30	大島商船	学生聴取（3名）
2018. 7. 31	大島商船	学生聴取（2名）
2018. 8. 24	大島商船	教職員聴取（4名）
2018. 9. 9	大島商船	教職員聴取（6名）
2018. 10. 1	大島商船	教職員聴取（4名）
2018. 10. 19	大島商船	機構聴取（1名）、学生聴取（1名）
2018. 10. 28	被害学生代理人法律事務所	被害学生聴取
2018. 11. 26	大島商船	教職員（1名）元教職員（1名）聴取
2019. 1. 21	大島商船	学生聴取（2名）
2019. 1. 28	大島商船	スクールカウンセラー聴取
2019. 3. 6	山本直法律事務所	保護者聴取（2名）
2019. 3. 8	大島商船	教職員聴取（4名）
2019. 3. 19	大島商船	教職員聴取（2名）
2019. 3. 26	山本直法律事務所	学生聴取（1名）
2019. 4. 2	大島商船	教職員聴取（1名）
2019. 4. 21	柳井市立文化福祉会館	学生聴取（1名）
2019. 6. 15	小坂法律事務所	保護者聴取（3名）
2019. 7. 25	大島商船	教職員聴取（5名）
2019. 12. 9	大島商船	教職員聴取（3名）
2019. 12. 23	大島商船	教職員聴取（3名）
2020. 1. 15	大島商船	被害学生聴取
2020. 1. 30	大島商船	教職員聴取（2名）
2020. 3. 3	大島商船	学生聴取（1名）、教職員聴取（1名）
2020. 3. 14	聴取対象者の指定場所	学生聴取（1名）

なお、学生聴取経過の経緯について補足すると、次のとおりである。

上記のとおり、当委員会は、平成30年6月19日、被害学生と同じ平成28年4月に入学した学生（当時の3年生）を対象に、本件いじめに関するアンケートを実施した。

そして、同アンケートの回答並びに被害学生と大島商船から提出された資料を検討し、10名の学生から直接聴取することとした。

10名のうち2名の学生の協力は得られなかったが、上記のとおり、平成3

0年7月30日から平成31年1月21日までの間に、残り8名の学生からの聴取を実施した。なお、聴取の時期は、対象学生及び当委員会の事情に応じて定めた。

その後、同年3月26日及び4月21日に、当委員会の調査に関して協力の申出のあった学生から聴取を行い、さらに令和2年3月3日及び3月14日にも、中間報告後の被害者の意見を踏まえ、学生2名から聴取を行った。

### 第3 大島商船の概況

- 1 大島商船は、国立高等専門学校機構（以下、「機構」という。）によって設置・運営される、学校教育法に定める高等専門学校である。
- 2 同法115条1項では「高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。」とされ、同法116条では「高等専門学校には、学科を置く。」とされているところ、大島商船には、海事技術者の育成を目指す商船学科（以下、「S科」と略記する場合あり）、メカトロニクス技術者の育成を目指す電子機械工学科（以下、「M科」と略記する場合あり）、「高度ICT社会に対応できるエンジニアの育成」を理念とする情報工学科（以下、「I科」と略記する場合あり）が置かれている。

商船学科は航海コースと機関コースで構成され、同科の学生は、2年生まで共通科目を学んだ後、3年生以降はそれぞれのコースに別れ、航海学あるいは機関学の専門分野をより深く学ぶことになる。

なお、平成30年度学校概要によると、平成30年4月4日時点での各学年、各学科の学生数は、次のとおりであった。

	1年	2年	3年	4年	5年	実習生
商船学科	42	39	41	41	36	42
電子機械工学科	48	45	42	43	45	
情報学科	43	42	45	38	44	

- 3 同法120条1項本文では「高等専門学校には、校長、教授、准教授、助教、

助手及び事務職員を置かなければならない。」とされ、同条2項では「高等専門学校には、前項のほか、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。」とされている。

このことから、平成30年度において、大島商船には、校長1名、教授22名、准教授18名、講師4名、助教10名、職員43名が置かれていた。

ところで、後述のとおり、高専には、学生に対する学科・実技の指導を行う立場の職にある者の中に教員免許を持たない者が相当数いるが、本報告書では、それらを含め、学生への学科・実技指導を行う立場の職にある者を「教員」と呼び、事務職員などの職員を含め「教職員」と呼ぶこととする。

#### 4 高等専門学校の教授、准教授、助教、助手及び講師の役割

下記に引用するとおり、同条4項ないし8項において、高等専門学校の教授、准教授、助教、助手及び講師の役割として、専攻分野に関する教授に重きが置かれている。

#### 記

4項 教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授する。

5項 准教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授する。

6項 助教は、専攻分野について、教育上又は実務上の知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授する。

7項 助手は、その所属する組織における教育の円滑な実施に必要な業務に従事する。

8項 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

#### 5 全寮制

大島商船には、学生寮が設置されており、「規律ある共同生活の体験を通して、友愛、協調及び自主の精神を培い、幅広い豊かな人間形成を目指(す)」という

目的から、男子学生の1年生及び2年生については、入寮免除願を提出し、校長の許可を受けた場合を除き、原則として全寮制がとられていた（大島商船ホームページより）。

平成30年度学校概要によると、平成30年4月4日時点での各学年、各学科の入寮者数は、次のとおりである。電子機械工学科及び情報工学科の学生の入寮者数はそれほど多くはないものの、商船学科については、ほとんどの学生が入寮している。

	1年	2年	3年	4年	5年
商船学科	33	31	28	30	26
電子機械工学科	12	7	11	8	5
情報学科	7	9	2	4	11

なお、大島商船は、令和元年11月13日までに、寮規則を改正し、全学年につき、許可入寮制に変更している。

#### 第4 本件いじめの経緯

- 1 次項に述べるとおり、本件いじめは、平成28年4月に入学した同学年かつ同学科（商船学科）の学生が加害学生及び被害学生となり、教室内及び寮内で発生したものである。
- 2 前述のとおり、商船学科は航海コースと機関コースで構成され、同科の学生は、2年生まで共通科目を学んだ後、3年生以降はそれぞれのコースに分かれ、航海学あるいは機関学の専門分野をより深く学ぶことになる。

商船学科においては、教員及び学生共に、船乗りになることを意識された教育を施す、あるいは、船乗りになることを意識した教育を受けるという意識が高かった。

そのため、厳しい集団的な規律が重視され、これが教室内だけではなく、寮生活にも及ぼされていた。

例えば、上記のとおり、大島商船において、低学年の学生については、原則

として全寮制がとられ、緊密な人間関係から逃れ難い状況にあった。そのうえで、学生寮においては、起床後の集合、点呼など、様々な規律が存在し、学生寮に入寮した低学年の学生に対しては高学年の学生が「指導寮生」として指導にあたっており、特定の学生が規律を破った場合には、他の学生まで「連帯責任」として、指導寮生から叱られる、寮の談話室の使用を禁止されるなどの不利益を被るという状況が事実上存在した。

このようなことから、規律の維持という名目で、特徴的な言動をする学生に対して攻撃的または疎外的な態度をとるなど、いじめに該当する行為が生み出されやすい傾向にあった。

しかも、大島商船においては各学科のクラスが一つしかなく、人間関係が固定化される環境にあった。

このような状況の中、入学して間もない頃から、被害学生に対するからかいなどがなされるようになった（本報告書第5.2(13)）。

3 5月21日、被害学生と寮において同室であった学生（以下、「自死学生」という。）が自死する事件（以下、「自死事件」という。）が発生した。

4 自死した学生と同室であった被害学生は、自死事件による精神的な打撃もあって、忘れ物や遅刻など、寮の規律が守れないことがあった。

そのために、規律維持が重視される商船学科の風潮から、被害学生を除外するような雰囲気が高まっていった。

また、被害学生は、自死事件後しばらくしてから、努めて明るく振る舞い、精神的な打撃から立ち直るように努力をしていたが、その様子を見たクラスの他の学生から、落ち込んだ様子が演技であるかのように捉えられた。

このようにして、被害学生は孤立していった。

しかしながら、このような状況にある被害学生に対するケアについて教員間で十分に協議されることはなかったうえ、平成28年度後期頃からは、被害学生の忘れ物、遅刻や忘れ物等に対して教員からの注意がされなくなるなど、他

の学生には「教員による特別扱い」と捉えられるような教員の姿勢がみられるようになった。

このことが、他の学生の反発を招き、被害学生を単に孤立させる行為だけではなく、被害学生に対する攻撃的な行為（本報告書第5「当委員会がその存在を認定したいじめ」にて詳述する被害学生に対する暴言、陰口、暴力、嫌がらせ等）を発生させる一因となった。

そして、被害学生は、攻撃的な行為を受けることにより、ますますクラス内や寮内の規律を守れなくなるという悪循環に陥っていった。

5 大島商船は、以上のようないじめを生みやすい状況やいじめの端緒を認識していたが、組織的な対応をとらなかった。そうした中で本件いじめはエスカレートしていき、第5に述べるいじめ行為が教室内及び寮内で断続的になされ、被害学生は逃れることが困難な状況の中で苦痛を感じ続けた結果、2年生（平成29年）の7月には適応障害を発症し、同年12月には重大な自傷行為に及んだ。

6 ところで、本件いじめは、前述の自死事件発生直後からエスカレートしていることから、当委員会は、自死事件と本件いじめとの関係性についても検討した。

本報告書第5（14）において詳述するとおり、自死事件の後、寮内の複数の学生により、自死事件は被害学生のせいだとする噂を広める行為がなされていた。被害学生のせいで自死学生が亡くなったという噂が広まったせいで面識のない上級生が被害学生を部屋まで見に来ることもあった。

この  
このような事情から、自死事件発生後、自死した学生と関与のあった学生らにおいて、「自らの言動が自死事件の原因となったのではないか」という自責の念から逃れるために、自死事件発生の原因が専ら特定の学生にあると思ひ込みたいと

いう感情にかられたとしても不自然ではない。本件いじめ初期に見られた自死事件は被害学生のせいだという噂を広める行為は、自死事件に関する責任転嫁が背景となった可能性がある。

なお、自死事件の前日、クラスメイトらが自死学生の机あるいは棚の中に猥褻な書籍を入れ、それに怒った自死学生が窓から当該書籍を投げ捨て、自死学生と当該書籍を所有していた学生がトラブルになるという出来事があった。

これに関し、被害学生は、当委員会に対して、自死事件の前日、寮の部屋に戻ってきたところ、          を含むクラスメイト何人かが、被害学生及び自死学生に無断で既に部屋の中に入り込んでいて、その後、同室した          学生)が、被害学生に対して「黙っとけよ。」と言い、          が自死学生の棚の中に当該書籍を入れたと述べている。そして、被害学生は、このように、死学生の中に猥褻な書籍を入れることで自死事件の直接的なきっかけを作ったのは          であるのに、          が自死事件は被害学生のせいだとする噂を造りだし、これを拡散した、すなわち当該噂の発信源が          であると訴えている。

確かに、自死事件の前日の出来事が上記の噂の発信源を特定するための一つの要素となることはありえる。しかし、自死事件前日の出来事は、自死との時間的な近接性から、自死事件の原因の特定に直接影響する可能性を持つ事実であり、当委員会とは別に設けられている自死事件に関する調査を担当する第三者委員会において判断されるべき事柄である。従って、当委員会として前もってその判断を行うのは適当でないと考え、噂の発信源に踏み込んだ判断は行わないこととした。

## 第5 当委員会がその存在を認定したいじめ

### 1 いじめ認定の手法

当委員会は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月文部科学大臣決定、最終

改定平成29年3月)に従っていじめの存否を判断した。

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、いじめは平成25年度から以下のように定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

一般的にイメージされるいじめは、例えば、昭和61年度に定義された「①自分より弱いものに対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの」というような、いじめる者といじめられる者の間の力関係や、継続性などを要素とするものであろう。しかし、平成18年度からの定義で「一方的に」「継続的に」「深刻な」といった文言は削除され、さらに、現在では上記のような幅の広いものとされている。

よって、このいじめの定義を理解していない学生や保護者のなかには、いじめの認定に違和感を抱く場合があるかもしれない。しかし、いじめ防止対策推進法は、被害者が学校内で苦痛を感じる事態を早期に発見し、適切に対応するために上記のような幅の広い定義をしているのである。学生、保護者を含む学校関係者には、改めて、いじめの定義について理解をしていただきたい。

事実の認定は、学校の行った調査結果及び、当委員会が行ったアンケート、聞きとり、学校ないし関係者が当委員会に提出した記録の精査などの調査をもとに行った。

当委員会がいじめと認定したものは、以下のとおりである。以下の行為は、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義である「心理的又は物理的な影響

を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」であり、いじめに該当すると判断した。

なお、以下に挙げた事実以外にも、被害学生は当委員会に対していじめ被害を述べている。調査の結果、被害学生の陳述と矛盾するような証拠や事実は認められなかったのであるが、第1の4に記載したような制約の下での調査では、明確な認定が困難だったものもある。したがって、被害者が申告している被害事実のうち以下に挙げられていない事実について、いじめの事実がなかったと判断されるものではない。

また、いじめの認定においては、いじめの各行為について、できる限り具体的に、その主体（行為者）、時期、内容を明示することが好ましいが、一方で、上記のような調査の限界がある中で、具体的な認定が困難な場合がある。特にいじめの主体（行為者）については、複数の者が行為に及んでいたときに、特定の行為者のみを取り出して加害者と指摘することは適当でないと考える。従って、(13)、(14)のように、いじめの認定が概括的になっているものがあることを理解されたい。

## 2 認定したいじめ

### (1) 平成28年、被害学生が1年生の頃、被害学生の机のなかのテストを見て、周囲に点数を言いふらした[ ]の行為

平成28年、[ ]は、被害学生の机のなかにあるテストを見て、周囲の学生たちにその点数を言いふらした。

[ ]は、行為に至った理由について、「他の学生が点数を知りたがっていたのでやった」と述べている。また、同じクラスの他学生からも、[ ]を含む数人の学生が、被害学生のテストの点数を見ていたという証言がある。

一般的な学生にとって、テストの点数は、他人に知られたくないデリケートなものである。それを無断で見られたうえ、周囲に言いふらされたという

ことは、被害学生にとって大きな苦痛を伴うものである。

(2) 平成28年秋頃、寮で寝ている被害学生を強く叩いた■■■■の行為

平成28年秋頃、昼休みに寮の居室で寝ていた被害学生を■■■■が強く叩いた。

■■■■は、「昼休みに寝ないように指導寮生や寮務主事から度々注意をされており、守らないと指導寮生からフロア全体が注意された。」と述べていた。また、「被害学生がいつも昼休みに寝るため起こそうとしたが全く起きなかった、最初は他の人が起こしていたが起きないため自分が声を掛けた、それでも起きないので、他の人を起こすより少し強く叩いた。」と述べている。

寮の規律を守ることが目的だったと述べているが、そのような目的があったとしても、声を掛けても起きない場合は強く叩くのではなく、教員から注意をしてもらうなどの方法をとるのが適当である。規律を守らないからといって、暴力を正当化することはできない。

(3) 平成28年から平成29年にかけて、被害学生の持ち物や本人に消臭スプレーをかけたり、被害学生に触れた箇所を手で払ったりした■■■■の行為

■■■■は、平成28年の被害学生と同室の時期に、被害学生の衣類から生乾きのにおいがすると言って、本人が着用している衣類に消臭スプレーをかけた。また、部屋が替わってからも、被害学生の同室者に用事があって部屋に来た際に、被害学生の持ち物に消臭スプレーをかけた。

■■■■は、「善意でやった、何の思いもなくノリでやった。」と述べている。

しかしながら、一般的に考えると、たとえ他者から嫌な匂いがしても、直接その人に向けて消臭スプレーをかけたり、無断で持ち物にスプレーしたりすることは、適当な行為とはいえない。

この行為によって被害学生は「ばいきん扱いをされたように感じ、傷ついた」と述べている。

また、[ ]は被害学生に触れた際、当たった箇所を手で払う行為をしていた。

[ ]は、自身が猫アレルギーであり、被害学生の服に付いていた猫の毛が自身についたために払ったと述べている。

たとえアレルギーがあつたとしても、他者と当たった後にすぐにその人の前で、その人から認識できるような形で服を払う行為は、相手に嫌な気持ちを抱かせるものである。

被害学生はこの[ ]の行為によって、「自分が汚いものであるように扱われたと感じた」と話している。

#### (4) 平成29年4月頃、被害学生の肩にパンチをした[ ]の行為

平成29年4月の第2、3週目に席替えがあり、[ ]と被害学生は隣席となった。[ ]によると、授業に必要な筆記用具やノート、教科書等を忘れた被害学生が、[ ]に貸してほしいと言うことが何度もあつたため、[ ]は被害学生に注意をしたが、改善がみられないように感じた。被害学生に対してイライラした気持ちを抱いた[ ]は、被害学生の肩にパンチをした。

このことについて[ ]は、「自分は忘れ物をした被害学生によって迷惑を被った、自分も被害者だ。」と述べている。

しかし、被害学生の行動に対してイライラする思いを抱いたのであれば、担当の教員に相談することも可能であり、暴力行為に及ぶことを正当化することはできない。

#### (5) 平成29年4月27日の検診の際、診察を待っている間に、被害学生を避けて隣に座らなかった[ ]の行為

平成29年4月27日の検診の際、[ ]は、検診で被害学生の横に座

って待たなければならなかったにもかかわらず、被害学生を避けて座らなかつた。職員に注意されても被害学生を避け続けた。

■は、被害学生との関係が悪くなり、被害学生に対する拒否感があつたために意識的に避けたと述べている。

被害学生に対する拒否感を安易に認識できる形で示す行為であり、被害学生に心理的影響を与えるもので、いじめに該当する。

被害学生は、この■の行為を受けて「よっぽど自分は汚いと思われているのだな」と思い、心が痛かったと述べている。

**(6) 平成29年5月頃、被害学生に対して暴言（バカ、あほ等）を吐いた■の行為**

平成29年5月頃、■は他の学生たちがいる前で、被害学生に対して、「バカ、あほ」等の暴言を吐いた。

被害学生は■の行為に対して、「精神的な圧力を受けていると感じ、それがどんどんエスカレートしていると思っていた。」と話している。

**(7) 平成29年5月から、2～3回にわたり、嫌がらせと自覚していながら、昼休みに寝ていた被害学生の耳元で蚊の羽音を鳴らした■の行為**

平成29年5月から、■は、2～3回にわたり、昼休みに寝ていた被害学生の耳元で蚊の羽音を鳴らした。

■は、嫌がらせと自覚しながら行為に及んだと述べている。

**(8) 平成29年6月上旬、授業中寝ていた被害学生を起こそうとして大声で驚かした、肩を叩いた■の行為**

平成29年7月、被害学生を起こそうとして腕をつねった、後ろの席から突いた■の行為

■の供述によると、平成29年6月以前より■は、授業中寝ている被害学生を起こすために、被害学生の体を揺する、声掛けをする等していた。平成29年6月上旬、休み時間に被害学生が寝ていた際、同様にして

起こそうとしたところ、被害学生が██████に対し、強い口調で何かを言った。██████はその行為を不快に思い、被害学生を大声で驚かしたり、肩を叩いたりした。

また、平成29年7月には、██████は被害学生の後ろの席になり、寝ている被害学生を直接突いて起こすようになったが、被害学生はそれを嫌がり、突かれないように自身の席を前にずらしたが、██████はさらに、被害学生の座っている椅子を足で揺らしたりした。

██████は、これらについて、「被害学生に授業中は起きておいてほしいという思いから行為に及んだ。」と弁解していたが、その後、「被害学生をみんなの前で笑いものにした、被害学生のことを心のどこかで小馬鹿にしていた」とも述べている。

一方、被害学生は██████の行為を受けて、「なぜそのように叩かれたりするのかわからず、クラスメイトの前で侮辱されたような思いを抱いた。」と述べている。

授業中に起きておいてほしいと考えたのであれば、授業担当の教員に伝えて注意してもらうなど、被害学生に暴力をふるうことなく起こす他の手段も十分に考えられる。██████の行為は、被害学生を笑いものにするという目的が強く感じられるものである。

**(9) 平成29年7月6日、物理の授業が始まる前、被害学生の椅子を踏みつけているように見せた██████の行為**

平成29年7月6日の物理の授業前、██████は被害学生の席に置いてあった椅子の座面を土足で踏みつけた。

この行為について、██████は、他者が██████と被害学生の椅子を入れ替えており、実際は██████自身の椅子を踏みつけていたと述べている。

しかしながら、被害学生や第三者からみれば、被害学生の椅子が踏みつけられていると認識するような状況であり、実際、その場に居合わせた教員も

■■■■の行為を問題視していた。また、踏みつけたのが被害学生の椅子であ  
れ、■■■■の椅子であれ、被害学生に対する否定的感情を、被害学生を含  
む周囲にアピールするためになされた行為であることは明白である。

(10) 平成29年7月6日物理の時間、嫌がらせと知りながら、被害学生に対し  
てシャープペンシルの芯を折って投げた、定規で背中をなぞった■■■■の  
行為

■■■■の供述によると、平成29年7月6日の物理の授業中、被害学生  
が■■■■に向かって「何をするのか」と言った。■■■■は、自分は何もし  
ていないのに被害学生がそのように言うのは理解できないと思い、被害学生  
が嫌がると知りながら、被害学生に対してシャープペンシルの芯を折って投  
げたり、定規で背中をなぞったりした。

担当教員は、このときの状況について、「注意をすると■■■■は行為をや  
めたが、被害学生はトイレに行き目を腫らせて帰ってきた、おそらく泣いて  
いたのだと思う。」と述べている。また、クラスの雰囲気としては、「またや  
っている。」というような感じで、行為を止める学生はいなかったと話して  
いる。

被害学生が日常的に嫌がらせをうけ、クラスメイトもそれを大きな問題と  
して捉えていなかったことがうかがわれる。

(11) 平成29年8月頃、SNSで被害学生を指して悪口を投稿した■■■■の行為

■■■■はTwitter上で、個人名は出してはいないものの、被害学生が呼ば  
れていたあだ名などから被害学生を指していると推測できる呼び方で、「■■  
■■■■原因は■■■■です」、「ほんま最低やろうですよ ■■■■  
■■■■金曜に親と主事室呼び出されてます笑」、「あの  
練習船の自殺やばいね うちも某キムジョンウン (原文はハングル表記) が自殺  
未遂するかもしれんね」など、被害学生を傷つけるような内容の投稿をして  
いた。

■■■■は、投稿したことは認めながらも、「被害学生のことを指して書いたのではない。」と否定している。

しかし、被害学生が呼ばれていたあだ名を用いており、被害学生を指していると認めざるを得ない。

**(12) 平成29年10月12日の大島丸での実習中、被害学生のスマートフォン待受け画面のLINEメッセージの内容を見て他人(■■■■)に伝えた■■■■の行為**

平成29年10月12日の大島丸での実習中、被害学生のベッドの上にスマートフォンが置いてあり、■■■■はその待ち受け画面に表示されていたLINEメッセージを見た。メッセージは被害学生が服用していた、気持ちを落ち着かせるためのサプリメントについて言及するものであり、■■■■はその内容を■■■■に話した。

■■■■は、故意に見たのではなく置いてあったものを偶然目にしたと述べている。

しかし、LINEの内容は被害学生にとって人に知られたくない性質のものであり、それを勝手に他人に話したことは、被害学生への配慮が欠けていたと言わざるを得ない。

**(13) 平成28年から平成29年にかけて、クラス内の複数の学生により行われた、被害学生を疎外したり、馬鹿にしたりする行為**

本報告書第4「本件いじめの経緯」でも述べたとおり、平成28年に被害学生が入学して間もない頃から、被害学生は他の学生からあだ名で呼ばれるなど、からかいの対象になっていた。直接的には「金正恩」と呼ばれ、陰では「ガイジ」と言われることもあった。しかし被害学生は、他の学生たちと仲良くなるためには、からかわれることも我慢しなければいけないと思っていた。自身につけられたあだ名についても、はじめは「嫌だ」と伝えながらも、定着したことにあきらめの気持ちを抱いていた。

そのような中で自死事件が発生した。この事件の後、次項で述べるとおり、自死事件の原因が被害学生にあるとの噂が広められた。これにより、被害学生は、心身の疲れを感じ、寮の規律を守れないなど、態度や行動に安定を欠くようになっていった。

また、被害学生と同室の学生が亡くなったショックで気持ちが沈みながらも、なんとか頑張って元通りになろうと振る舞っている被害学生の言動が、周囲から「わざと落ち込んでいる演技をしている」と誤解され、嫌がられたり避けられたりすることが増えた。その後、ストレスから睡眠リズムが乱れ、また誰とも関わりたくない、何も感じたくないという気持ちから、授業中や昼休みに寝てしまうことが多くなった。

このような状況下で、クラスの複数の学生は、被害学生を疎外したり、よりばかにしたりするようになった。被害学生が試験で席を替わって座った後には、椅子の持ち主の複数の学生が被害学生の座った椅子を拭いたり、席替えて被害学生の近くの席になった複数の学生が残念だとアピールするような仕草をしたりした。

また、被害学生と関わる学生も周囲から見下されるような雰囲気があり、被害学生と親しくしていた学生が「ゴキブリ」と呼ばれたり、夜中に、寮の部屋の壁を隣の部屋から叩かれたり、廊下から部屋の扉を叩かれることもあった。

被害学生が暴力を振るわれていても、それを止める学生はいなかった。

また、クラスの一部の学生が、SNS上(LINE等)に、校内や部活動時に撮影した被害学生の画像や動画を投稿し、複数の学生で被害学生を馬鹿にするようなこともあった。

こうしたクラスの雰囲気に対して、被害学生は「絶望しかなく、授業を受ける気にもならなかった」というほどの居場所のなさ、「胸が張り裂けるぐらい悔しかった」といういたたまれなさを感じていた。また、クラスメイト

から常に見下されているという思いを抱いていた。

**(14) 平成28年5月に被害学生の同室学生が自死したことについて、寮内の複数の学生が、「自死は被害学生のせいだ」との噂を広めた行為**

平成28年5月、被害学生と同室学生が自死した。被害学生は自死前日に自死学生に対して行われたいたずらの現場に自身も居合わせたこと、いたずらを止められなかったことを悔やみ思いつめていた。そうした中、被害学生のせいで自死学生が亡くなったという噂を学生らが言い広めたせいで面識のない上級生が被害学生を部屋まで見に来ることもあった。

被害学生は、同室学生の自死によるショックとともに、自死は被害学生のせいだとする噂によって心身が深く傷ついていった。

なお、被害者からは、特定の学生がこの噂の発信源となったという訴えがなされている。確かに被害者が述べる特定の学生 ■■■■■ が噂を拡散していたという事実を複数の学生が当委員会に供述しており、同人が中心になって噂を広めている可能性はあるものの、本報告書第4.6にて述べた理由から、この点の判断は行わない。

## 第6 本件いじめの背景

### 1 大島商船の特徴

大島商船については、次のような特徴を指摘することができる。

#### (1) 個々の教員の対応力

本報告書第3.2記載のとおり、高等専門学校の目的は、「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成する」とされており、この目的を達成するための専門的な学科が置かれている。そして、上記のとおり、教授、准教授、助教、助手及び講師の役割として、専攻分野に関する教授に重きが置かれている。この点については、同年齢の者が在籍する高等学校の教諭の役割が、広く「生徒の教育をつかさどる。」(学校教育法62条、37条11項)

とされていることと対照的である。

そこで、高等専門学校においては、専門性を維持するという観点から、研究実績が重視されたうえで、様々な経歴を持つ者が、教授、准教授、助教、助手、講師として採用されている。

その結果、採用される教員のうち教員免許を有しない者は、半数ほどを占める。そして、教員免許を有しない教員の中には、採用されるまで、いじめを含む学生指導について習得する機会を持たなかった者が含まれる。

そうした教員については、各校において、指導員をつけるなど、いじめを含む指導に関する能力を高める工夫がされているが、同年齢の者が在籍する高等学校と比較して、かかる能力を身に付ける機会が少ない。

加えて、高等専門学校は、その専門性から、高い就職率、進学率の実績を持ち、そのため、学生に対する生活指導等よりも、就職、進学指導に力点が置かれやすいとの指摘もある。

したがって、高等専門学校の個々の教員においては、いじめを含む学生指導について、比較的対応力が乏しい傾向にある。

そして、後述のような本件いじめに対する大島商船の対応の問題点に照らしても、この傾向は大島商船においても顕著に認められる。

## (2) 組織としての対応力

大島商船では、原則として、それぞれの教員に対して研究室が与えられ、教員が一堂に会して日常的な職務を行うための、いわゆる職員室が存在しない。

それぞれの学年を担当する教員らで「学年会議」が開催されることはあるが、学年会議を開始する頻度につき定めが存在するわけではない。低学年を担当する教員間では、同会議がある程度頻繁に開催される傾向にあるが、それでも、その頻度は週1回ほどである。

このような事情から、大島商船では、同年齢の者が在籍する高等学校と比

較した場合には、教員間で学生に関する情報交換をする機会に乏しかった。そのうえ、本件いじめに関する情報について共有範囲が制限されていた。

そのため、同年齢の者が在籍する高等学校に比して、いじめを早期に発見し組織的に対応することが困難な体制となっていたことは否定できない

## 2 大島商船におけるいじめ防止策

### (1) 「大島商船高等専門学校いじめ防止基本方針」の制定

いじめ防止推進法35条を受け、機構は、平成26年3月27日、「独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー」を制定した。

そして、同月31日、各高等専門学校に対し、各高等専門学校において、同ポリシーに基づいたいじめ防止基本方針を策定すること、いじめ防止等の対策のための組織を設置すること、以後、いじめが発生した場合には機構学務課まで報告することを求めた。

これを受けて、大島商船は、平成27年3月20日、「大島商船高等専門学校いじめ防止基本方針」を定め（以下、「基本方針」という。）、同方針1条5項に基づいて「いじめ対策委員会」を設置した。また、いじめを含む学生からの悩みの相談に応じるための「学生相談室」も設置されていた。

もっとも、「いじめ対策委員会」は、本件いじめが把握される以前には開催されておらず、同委員会を構成する委員の間で、各自が委員会の中でどのような役割を果たすべきかについて議論された形跡もない。

### (2) 基本方針2条（いじめの防止）について

ア 基本方針2条には、いじめの防止について、大島商船のなすべきことが定められている。その具体的内容として、同条1項には、「いじめの態様や特質、原因や背景、指導上の留意点等」について「教職員間で共通理解を図る」ための教職員向けの「校内研修」を実施すること（同項1号）、「インターネットの利用、人権教育、人格向上、DV防止などの講習会を利用していじめとなる事例について理解する」ことを目的とする「学生向け講

習」を実施すること（同項2号）、「校長や担任教員等が、全校集会やホームルーム等の機会を利用していじめ問題に触れ、『いじめは絶対に許されない』との雰囲気为学校全体に醸成するとともに、いじめは、被害学生・加害学生とも精神的・身体的に大きな苦痛が伴うことを理解させる」こと（同項3号）、「クラブ顧問がいじめ問題に触れ、未然防止と早期発見に努める」こと（同項4号）、「いじめに該当する事例等を具体的に列挙して掲示する」こと（同項5号）が定められている。

イ 大島商船によれば、基本方針2条1項各号に定められた「いじめの防止」の一貫として、本件いじめ発覚前にも、「教職員及び学生に対して実施したいじめに関する教育及び指導の内容」（以下、「教育及び指導の内容」という。）に記載された措置がとられていたとのことである。

ウ 教職員向けの校内研修（基本方針2条1号）の成果

「教育及び指導の内容」及び当委員会が教職員を対象に実施したアンケートによると、教職員向けにいじめに対する研修は、本件いじめ発覚後の平成30年6月11日に、外部講師を招いて一度だけ実施されている。なお、「教育及び指導の内容」によると、平成28年4月4日及び平成29年4月3日に、「問題行動等への対処について周知」がなされたことがうかがわれるが、これは教員会議に際してなされたものであり、研修という形式で実施されたものではない。

当委員会実施の教職員アンケートにおいては、上記研修を受けて、「いじめに対する自らの認識がいじめ防止推進法の述べるところと相違していることをはじめて認識した」等の回答が存在した。また、研修の回数及び質の不足を指摘する回答も存在した。

上記のとおり、大島商船の個々の教員においては、いじめを含む学生指導について、比較的対応力が乏しい傾向にあることも踏まえると、本件いじめ発覚前において、大島商船が行った教職員向けのいじめに関する研修

が十分かつ効果的なものであったと評価することは困難である。

エ 学生向けの講習等（基本方針2条1項2号～同項5号）の成果

「教育及び指導の内容」によると、本件いじめ発覚前、被害学生及び加害学生の学年に対しては、オリエンテーション、寮生集会、始業式、全校集会、ホームルームなどを利用して、いじめに関する講話、注意、指導等がなされていたことがうかがわれる。

また、「教育及び指導の内容」によれば、本件いじめ発覚後の平成30年6月12日、大島商船の全学生を対象に、スクールカウンセラーによる講習が実施されている。

ただし、当委員会がその直後の6月19日に実施した平成28年度入学の全学科の学生を対象にしたアンケートには、「いじめられる側にも問題がある」旨の回答が複数なされた。このことから、学生において、基本方針4条4項1号記載の『「いじめを受けた学生にも責任がある」という考え方はあってはなら（ない）」という点につき、理解が十分に進んでいるということとはできない。

また、同アンケートの回答として、平成30年6月12日に実施された講習において、肝心の商船科の学生の多くが、資格試験のため不在にしていたとの指摘もなされている。

このような事情からすれば、学生向け講習等についても、ある程度は実施されていた事実は認められるものの、十分な効果をあげていると評価することは困難である。

(3) 早期発見のための措置（基本方針3条）について

基本方針3条2項1号には、「定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、学生がいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。」と定められている。

しかしながら、大島商船において、基本方針制定後、本件いじめの発覚ま

での間に、定期的なアンケート調査がなされていたという事実はいかがわれず、基本方針に定められたいじめの早期発見のための措置が機能していたとは言えない。現に、後述するとおり、被害学生に対するいじめについては、入学後間もない頃から行われており、一部の教員はこのことを認識していたのに、学校全体での認識は、これよりも相当に遅れたものとなっている。

### 3 機構におけるいじめ防止策

上記のとおり、いじめ防止推進法35条を受け、機構は、平成26年3月27日、「独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー」を制定したうえ、同月31日、各高等専門学校に対し、①各高等専門学校において、同ポリシーに基づいて、いじめ防止基本方針を策定すること、②いじめ防止等の対策のための組織を設置すること、③以後、いじめが発生した場合には機構学務課まで報告すること、を求めた。

もっとも、機構の定めた同ポリシーは、いじめ防止推進法の条文をなぞった抽象的な内容にとどまっており、具体的ないじめ防止のための組織づくりや対策は、各高等専門学校に完全に委ねるものに等しかった。

また、機構内部に、いじめ問題に対処するための専門的な部署を設置したり、いじめに関する専門的な知識を有する者を特に配置したりしたといった事実はいかがわれず、各高等専門学校からいじめ発生の報告を受けた場合に、各高等専門学校に対して適切な助言指導をなす体制が構築されていたとは言い難い。

また、機構は、平成28年頃から、全国の高等専門学校を5つのグループに分け、それぞれのグループごとを対象にした研修を実施している。もっとも、この研修の参加者は、初任教員、管理職、学生主事、学生指導担当の教員に限られており、いじめを含む学生指導につき比較的対応力が乏しい傾向にある高等専門学校の教員向けの研修として、対象者が適切に設定されていたといえるか疑問がある。

以上のとおりであるので、機構におけるいじめ防止策についても、高等専門学校の特異性を踏まえた十分かつ効果的なものであったと評価することは困難である。

#### 4 商船学科の雰囲気（再述）

本報告書第3.2項記載のとおり、商船学科は航海コースと機関コースで構成され、同科の学生は、2年生まで共通科目を学んだ後、3年生以降はそれぞれのコースに別れ、航海学あるいは機関学の専門分野をより深く学ぶことになる。ただし、商船学科においては、教員及び学生共に、船乗りになることを意識された教育を施す、あるいは、船乗りになることを意識した教育を受けるという意識が高かった。

そのため、厳しい集団的な規律が重視され、これが教室内だけではなく、全寮制の下で、寮生活にも及ぼされていた。

例えば、上記のとおり、大島商船において、低学年の学生については、原則として全寮制がとられ、緊密な人間関係から逃れ難い状況にあった。そのうえで、学生寮においては、起床後の集合、点呼など、様々な規律が存在し、学生寮に入寮した低学年の学生に対しては高学年の学生が「指導寮生」として指導にあたっており、特定の学生が規律を破った場合には、他の学生まで「連帯責任」として、指導寮生から叱られる、寮内の談話室の利用を禁止されるなどの不利益を被ることになっていた。

このようなことから、規律の維持という名目でいじめに該当する行為が生み出されやすい傾向にあった。

このような状況の中、平成28年5月21日、自死事件が発生し、その精神的な打撃から、被害学生は、教室や寮での活動に参加することが難しくなり、孤立を深めていった（本報告書第4.4）。

#### 5 本件いじめの背景についてのまとめ

- (1) 大島商船の商船学科や学生寮においては、元来、規律の維持という名目で

いじめに該当する行為が生み出されやすい状況にあった。

- (2) その一方で、大島商船では、高等専門学校の特性に対応するために密度の濃いいじめ防止策がとられる必要があったのに、これが不十分であった。

また、いじめに関する情報については、共有範囲が制限されるなど、過敏な取扱いがなされ、関係する教職員間での共有が不十分であった。

このような事情から、大島商船においては、いじめを早期に発見し、組織的に対応することが困難なものとなっていた。

- (3) 機構の対策も、高専の特徴を考慮したものになっておらず、いじめ防止の観点から効果的とはいえないものであった。
- (4) これらを背景として、本件いじめは発生し、しかも深刻化した。

## 第7 本件いじめに対する大島商船の対応

### 1 はじめに

本件いじめに対する大島商船の対応には、評価できる部分もあるものの、いくつかの点で、いじめ防止対策推進法の趣旨に照らして看過できない問題点が認められる。

当委員会立上げに至るまでに大島商船が行った本件いじめへの対応の事実経過を必要な範囲で明らかにするとともに、その問題点を指摘する。

### 2 1年生のときの大島商船としてのいじめの認識状況

本報告書第4に記載したとおり、被害学生らが1年生のときの平成28年5月に発生したクラスメイトの自死事件の後に、被害学生に対する、からかい行為などのいじめがエスカレートしていった。

そして、被害学生がS科のクラス内でからかいの対象となっていることは、その当時から一部の教員（相談室長ら）によって認識されていた。

しかし、このことは、S科学級担任までは共有されたものの、大島商船全体では共有されず、大島商船が組織として対応するには至らなかった。

組織としての認識が遅れ、早期の対応がなされなかったことにより、被害学生の精神的な苦痛を長期化させ、いじめを深刻化させる要因となった。

一部の教職員がいじめを認識しながら、大島商船が組織として把握し、対応できなかったことについて、特にそれを困難とする事情は見当たらないことからすると、その原因は、前述のとおり、いじめ対策委員会が定期的開催されておらず、いじめ事案が大島商船に認識されたときに初めて開催される運用となっていたなど、大島商船として、いじめ対策のための組織が十分に機能しておらず、また、各教員においても、いじめの早期対応の重要性に対する理解が不十分であったためと言わざるを得ない。

### 3 大島商船が全体としていじめを認識するに至る経過

(1) 平成29年4月27日の歯科検診の際に、被害学生が“ばいきん扱い”をされるような形で一部学生から避けられていることを検診業務に携わっていた看護師が認識した。

このことは、看護師から相談室長に報告されたが、このときも、大島商船全体としての認識には至らず、組織としての対応はなされなかった。

(2) 平成29年5月26日、保健室の看護師が、授業を休みがちになっていた被害学生のことを心配して面談した。その際に、被害学生から「クラスで友達がいない。クラス内で浮いている。死にたいと思うことがある。」などの話があり、看護師は、いじめの可能性が高いと判断して学生相談室長に報告した。

学生相談室長から連絡を受けた担任教官は、保護者同席の下で被害学生から話を聞き、被害学生が申告した内容から、いじめがなされている可能性があるとして認識した。

(3) その報告を受けて、大島商船は、5月29日には第1回いじめ対策委員会を開催し、本件いじめへの対応を検討した。いじめ対策委員会は、校長、教務主事、学生主事、寮務主事、学生相談室長、被害学生学級担任、看護師、

総務課長，学生課長で構成された。

第1回委員会では，事前に被害学生及び保護者から「中間試験が終わるまでは，そっとしておいてほしい。学校に動いて欲しくない。」との要望があったことを受け，直ちに学生に対する事情聴取は行わず，大島商船の全クラスのホームルームでいじめ予防について指導することが決定された。

- (4) このように，組織としてのいじめの認識がなされた後には，迅速に第1回いじめ対策委員会を開催し，被害学生の意向に沿った対応を開始したことが一応は認められる。

しかし，この時点では，最初にいじめがなされた頃から既に1年以上が経過しており，組織としての対策の開始が遅れたことは否定できない。

なお，被害学生は，中間試験までそっとしておいて欲しいと言ったにもかかわらず，一部の教員が被害者からの申告に基づき，加害学生にいじめの申告があったことを伝えたため二次的な被害を受けたと主張する。教員が具体的にどのように加害学生に伝えたのかは調査によっても明らかにならなかったが，実際に何らかの形で被害学生の申告が他の学生に伝わっていた事実が認められる。今後，同様の事案においては，被害学生の意向に沿った対応がなされなければならない。

#### 4 大島商船としていじめを認識した以降の経過

- (1) 6月26日に被害学生の両親が来校し，いまだいじめ行為が続いていることを申告し，いじめへの対応を要請した。

これを受け，6月28日に第2回いじめ対策委員会が開催された。同委員会において，S科の正・副担任教員が被害学生からいじめに関する詳細な聞き取りを行うことが決定され，6月30日に，母親同席の下で被害学生からの聞き取りが実施された。

この聞き取りでは，いじめの事実経過や，いじめ対応に対する大島商船への要望などを被害学生から丁寧に聞き取っており，適切なものと評価できる。

- (2) 7月5日に第3回いじめ対策委員会が開催された。対応の方針として、三主事（学生主事，教務主事，寮務主事）が調査担当者となって関係者からの事情聴取を行うこと，まずは，寮長（S科5年生）から寮の様子を，S科2年生1名からS科2年生のクラス内の様子を聴取することが決定され，7月5日，7月6日にそれぞれの聴取が実施された。

なお，実際の事情聴取においては，三主事のほかに，数名の教員が応援の形で担当することとなった。

- (3) 調査が始まった後の7月6日の5，6時時限の物理の時間中に，本報告書第5(9)記載のいじめがなされ，物理の担当教員がいじめをした学生を注意するという出来事があった。

この事実は，8月7日の第4回いじめ対策委員会で共有されているが，「いじめではないが，行き過ぎた面があるので注意が必要」と判断されている。大島商船が，この行為について「いじめではない」と判断した背景には，大島商船の教職員らが，この段階で，いじめの定義を正確に理解していなかったためと考えざるを得ない。既に被害学生からいじめの申告がなされ，調査が行われている中でいじめが発生したにもかかわらず，これを「いじめではない」と判断したことは，極めて残念である。

- (4) 7月10日から同月12日にかけて，以下のとおりS科，M科，I科の学生からの事情聴取がなされた。

7月10日	<p>S科学生5名から事情聴取</p> <p>被害学生が「いじめの加害者」と指摘した学生のうちの2名（S科学生）及び7月6日の物理の時間での行為（前述）に関係するS科学生3名から事情聴取がなされた。</p> <p>上記5名のS科学生の聴取において、同学生らから「M科、I科の学生と被害学生との関係がいじめであると考えられる」との申告があり、教員らは、M科学生3名、I科学生2名から事情聴取をした。</p>
7月11日	S科学生5名、M科学生1名から事情聴取
7月12日	M科学生3名、I科学生2名から事情聴取

(5) このように、大島商船は当初は「S科学生からいじめられている。」という被害学生の申告に基づいて、S科学生の事情聴取を開始した。

しかし、7月10日に聴取をしたS科学生から、「M科、I科の学生と被害学生との金銭のやりとりなどが、いじめと思われる。」旨が伝えられると、大島商船は、その後の聴取の中心をM科、I科学生に移している。

この点について、聴取に当たった教員らは、「S科の学生から聴取をした結果、一部のS科学生による不適切な行為（一部は後に大島商船によってもいじめに該当すると認定される。）があったものの、それ以外の事実は明らかにならず、むしろ、M科学生、I科学生と被害学生の金銭のやりとりが重大であると思われたので、そちらを調べた。」旨の説明をする。

しかし、そもそも大島商船による調査は、「S科の学生からいじめられている。」という被害学生の申告を受けて始められたものである。

また、M科、I科との金銭のやりとりについては、7月6日の正・副担任の事情聴取の際にも被害学生が話しているものの、その際、被害学生は、いじめであることを否定し、さらに、「M科、I科の学生は、かろうじて被害学生を支えている学生たちなので、聞き取りなどは慎重にしてほしい」と要

望がなされていた。

それにもかかわらず、あえて被害学生の要望に反する形で、直ちに調査対象の中心をM科・I科学生に移した大島商船の対応に合理的な理由は見いだせず、被害学生の意向に沿わない不適切な調査方法と言わざるを得ない。

また、この間のM科学生、I科学生からの事情聴取の際の担当した教員の言動には、後述のように重大な問題があった。

#### (6) 被害学生・被害学生の保護者への説明

7月13日に、教務主事らから、被害学生及びその両親に対して、それまでの調査結果に対する説明がなされている。

この説明内容は、当時の大島商船のいじめ問題に関する認識の不十分さを示すとともに、本件いじめ事案に対する大島商船の対応の問題点が端的に表れているため詳細に指摘する。

#### 【教務主事からの説明内容】

##### ① 学生本人が同席する前の説明

- ・ 7月6日の物理の授業の際の出来事について確認したところ、物理の教師と関係した学生の言い分が違っていた。被害学生の行為に問題があるというのが事実だった。
- ・ 事情聴取をしたところ、関係学生が、寝ている被害学生にちょっかいを出していることを認めたので、それについては注意した。但し、ちょっかいを出す原因は、被害学生の忘れ物が多く、物を貸してほしいと近くの学生に毎回頼むという行為が原因となっている。原因は被害学生が作っており、他の学生は我慢を続けているが、我慢できないときにした行動を教員から咎められてしまうということが続いている。そういう中で、被害学生にかかわらない子が増え、被害学生がアンタッチャブルな存在になっていった。
- ・ 寝ている被害学生を他の学生が起こすと、「何で起こすんだ。僕の睡眠時

間を奪うな。」などと被害学生が言っていた。他の学生は、被害学生に温かく接しようとしたが、被害学生が反抗するので対応に困っていた。

- 被害学生から申告があつたいじめ行為は、今では続いていない。
- クラスメイトの自死事件があつた直後は、被害学生が落ち込んでいるだろうと思って他の学生が支えようとしていたが、被害学生の見せる雰囲気、他の学生からすると「被害学生は自死のことを気にしていない。」と感じるような態度をとっていたので、「被害学生が原因で何かあつたのではないか。」ということで、「自死の原因は被害学生だ」との噂になったようだ。
- “ばいきん扱い”については、かかわりたくないという拒否反応だと思われる。加害者とされる学生は、「特にそのようなことをしたつもりはない。」と述べている。
- S2の学生は、よかれと思って、忘れ物などを被害学生に注意したことを教員に注意され迷惑をしていると述べている。S科は団体行動を重視しているので、特定の学生が問題を起こすと教員がクラス全体に注意することになる。他の学生は被害学生に注意するが、それが教員から「ちょっかいを出している。」と見られてしまう。被害学生の態度に嫌気がさして、何もしないというのがクラスの基本スタンスとなった。
- 教員の中にも、被害学生が寝ていても起こさない者がおり、学生の中に「なぜ、被害学生は寝ていたり忘れ物をしても注意されないのか。」と不満を持つようになった。
- 被害学生を物差しで突ついたり、からかう子が数名いるので、そうした学生は指導する予定である。但し、普段の被害学生の行動で、他の学生にフラストレーションがたまっていることは理解してほしい。
- S科学生を調べている中で、被害学生の様子を聞くと、M・Iの学生の計5名にたかられているとの話があつた。被害学生がよく物をおごって

いる(一人あたりジュース30本程度)など。被害学生の行為によって、おごってもら側が麻痺し、その人生を狂わせることになるのでやめてほしい。そのような行為でつながっている友達は友達ではない。

- ・ 「本報告書第5.2(2)記載」の事件では、          が被害学生の肩を叩いているが、被害学生を殴りたくて殴っているのではない。被害学生一人が寝ていると、先輩学生から皆が怒られる。起こそうと思って肩を叩くが、被害学生が起きないからエスカレートする。出発点は全部被害学生だ。
- ・           が特別になにか、ということはないと思っている。          は口調はきついが、何度も同じことを繰り返されたら口調もきつくなる。口調がきついのは性格だ。結局、善意で起こしに行った          が怒られるという結果になる。
- ・ 噂については、被害学生が自死の学生と同室だったから「何かあったのかね。」ということで自死の原因として被害学生の名前が出たものと思われる。現状では、          が噂を言っているのは止まっている。彼らの噂の中ではいろいろな名前が出ていると思う。いじめとは思っていない。

## ② 被害学生が加わった後の話

- ・ (被害学生が、「M科学生、I科学生のこと、おごったことを聞いてくださいとは言っていない。」という申出に対して)  
学校というところは、みんなを正しく導く場所。あなたの証言について調べる必要があつて聞いているが、その途中であなたがいろんな人にものを奢っているという話がでてきた。あなたが同室の子にジュースをおごると、その同室の子の物の考え方をおかしくしてしまっている。物をあげっぱなしというのは、異常な関係だ。

大島商船が行った上記説明については、以下のような問題を指摘することができる。

- ① 大島商船は、法律上のいじめの定義を十分に理解していない。例えば、無視をしたり、相手に認識される形でことさらに学生を避ける行為をいじめであると判断できていない。
- ② 一部においては、いじめ（ないしは行き過ぎた行為）であると判断し、加害学生に対して一定の注意をする旨は述べているが、そうした行為がなされた原因は被害学生の行動にあり、それによってクラスの他の学生が行為に及んだことを強調している。

大島商船のこうした説明は、「被害学生の行為がきっかけとなっていじめが生じている場合には、いじめへの対応として被害学生の行動を改めさせることが必要である。」という考えに基づくものと考えられる。

しかし、仮に、何かしら被害学生を指導する必要性があったとしても、いじめ事案への対応として、被害者にも問題があるとの理解のうえに行うのは適当ではない。また、いじめの調査結果の説明の中で上記のように被害学生の行動の問題点を強調することは、いじめで苦しんでいる被害学生の不安をあおり、大島商船への不信感を募らせ、その後の安心した学校生活を送ることを妨げるものであり、不適切と言わざるを得ない。

- ③ 大島商船は、被害学生に了解をとることなく、その要望に反してM科・I科の学生から聞き取りを行っている。そのこと自体が被害者の意に沿わないもので不適切であるが、被害学生に対しては、被害学生が申告したいいじめの内容に関する調査結果を伝えるより前に、M科、I科学生らと被害学生の間で金銭に関するやりとりの問題性を指摘し、被害学生に対して追及的な質問を行っている。

被害学生は、大島商船が介入することによって、他の学生から仕返しなど、さらに不適切な対応をされる不安を抱えながら勇気を出していじめを申告したにもかかわらず、かえって自らを支えてくれる学生に負担をかけ、加えて自分の行動を責められることとなっている。

大島商船の説明は、上記②の問題点と合わせて、結果として、被害学生に対して、いじめを申告したことを後悔させるような説明内容となっている。

- ④ 上記の説明は、調査を開始して間もない段階で、かつ、大島商船全体で組織的に本件の事実経過を検討し、共有できていない段階で行われている。そのため、被害学生の保護者らから質問がなされても、「自分が直接聞いていないからわからない。」など、説明担当者の主観に基づいた説明になっており、さらに被害学生の不信感を強める結果となっている。

(7) その後の学生聴取

7月19日	被害学生聴取 (S科学生からのいじめ, M科学生・I科学生との金銭問題)
7月19日	S科学生10名聴取
7月20日	被害学生聴取(金銭問題)

この間、S科学生から聞き取りがなされているが、その際の聴取の仕方は、後述のように、M科I科の学生への聴取が執拗で細部に及ぶ質問がなされているのと比較すると、時間も短く簡単なものとなっている。

聴取を受けたS科学生の中には「(被害学生が指摘したいじめの内容に関して)具体的な質問はなされなかった。」と当委員会に述べた学生もいる。

また、被害学生は、この間の被害学生に対する教員からの聴取も、被害学生の行動を非難する内容で、方法も威圧的なものであったと主張する。調査の結果、この間の具体的な聴取の状況は明らかとはならなかったものの、少なくとも、いじめの被害を受け、適応障害の診断を受けている被害学生に対して聴取をするに際し、具体的な配慮をした事実は認められず、7月13日の聴取と同様の不適切な聴取がなされた可能性は否定できない。

(8) 大島商船と機構が協議(8月4日)

機構から、「M科，I科学生との金銭問題について今は触れないこと」との指示がなされている。その後，M科，I科学生からの事情聴取は行われていない。

(9) M科・I科寮生へのアンケート（8月8日）

このアンケートは，S科学生によるいじめについて、「M科，I科学生の中にその事情を知っている者がいる。」との申告を受けて実施したものである。

このアンケートに応じたM科，I科学生の中には、「S科学生によるいじめの事実を具体的に記載して提出した。」旨を述べている者がいる。

このアンケート結果用紙は，当委員会が大島商船に対して早期に提出を求めたにもかかわらず，最終報告に至るまで大島商船から提出されなかった。アンケート結果を提出しない理由について大島商船は、「担当教員が保管していたが，見つからない。」との説明を繰り返し，その後，「誤って廃棄した可能性がある。」と説明している。

アンケートの現物を確認できないため，同アンケートにどのような事実が記載されていたのかは確定できないが，アンケートに答えたM科，I科の学生は，アンケートが大島商船に保管されているとの認識の下に「アンケートにS科によるいじめ行為を記載した。」と述べている。学生らが，アンケートの現物を見れば容易に虚偽と判明することを述べるとは考え難いことからすると，提出されていないアンケートには，S科学生によるいじめ行為が一定の具体性をもって書かれていたと考えざるを得ない。なお，大島商船も，学生のうちの1名が具体的なS科学生の名前をあげていじめ行為をした旨を記載したことは認めている。

(10) 被害学生からの聴取（8月10日）

いじめ被害について，学生，保護者から，再び，かなり詳細な聞き取りを行っているほか，あわせて，M科，I科学生との間の金銭問題についても聴取している。



(12) 学生からの聴取

9月26日	S科学生3名, 被害学生の画像が掲載されたアルバムについて
9月27日	M科学生1名 上記アルバムについて

(13) 機構とのやりとり

9月28日・・臨時懇談会で機構から要望

- ① いじめ防止対策ポリシーに沿った対応を行うこと
- ② 責任者・対応者を明確化すること
- ③ 被害学生・保護者と速やかに面談すること
- ④ 関係学生のケアを行うこと
- ⑤ 第三者委員会による再調査を行うこと

→大島商船は、新体制を決める。

(14) 学生からの聴取

10月3日	被害学生から被害を受けたというS科1年生1名から聴取
10月5日	S科学生1名から被害学生が映ったアルバムについて聴取
10月18日	S科学生3名から、アルバム、写真撮影、テストの点数の言いふらし、などについて聴取

(15) いじめアンケート調査実施（10月23日実施。全学生対象）

各科2年生の回答中に「いじめられている人を見たことがある」旨の記載が複数あり。

(16) 被害学生の保護者（父母）と大島商船が面談（10月24日）

いじめ調査内容の報告と保護者の要望について聴取

本人同席で生活態度について説明

(17) 学生聞き取り（11月10日 S科■■■■）

この際、■■■■からは、「1年生のときには、『■■■■が死なせた』と悪口を言った。」など、いじめに該当する行為をした旨の申告もなされているが、大島商船は、その行為を「いじめではない」と判断しており、この時点においても、いじめの定義について正確な理解ができていない。

(18) アンケート（11月6日実施。2年生対象）

M科、I科学生の中に、被害学生へのいじめの事実を記載している者がおり、それに基づいてM科、I科学生の聞き取りをすとされているが、第三者委員会発足までの間に聞き取りをされたことは確認できない。

(19) 第三者委員会設置決定（11月14日に「お知らせ」を保護者に送付）

(20) 被害学生自殺未遂（12月17日）

12月18日、大島商船が認識

5 以上の経過を踏まえた大島商船のいじめ対応の適否のまとめ

(1) 聞き取りやアンケート等により、迅速かつ効果的にいじめの事実を把握したか。

ア 大島商船としていじめの可能性あることを把握した後、当初は、被害学生及び保護者の要望に沿って、関係者の聞き取り等を適時に開始している。

イ しかし、被害学生が訴えるいじめの聞き取りをS科学生から本格的に始めた初日から、M科、I科学生との金品のやりとりの追及が始まり、被害学生が申告したS科学生によるいじめの聞き取りが中断した形となっている。

ウ 被害学生のいじめに限定したアンケートは行っていない。

8月8日にM・I寮生へのアンケートを実施しているが、そのアンケート結果は委員会に提出されていない。

エ 大島商船は、なにがいじめに該当するかを正確に理解しておらず、法の

定義からはいじめに該当する行為についても、それをいじめと判断せず、一部については「行き過ぎた行為」として注意はしているものの、対応が不十分になっている。

オ 8月8日に実施されたM・I寮生へのアンケートが当委員会に提出されないことなどからも高専は、いじめの重大性の認識が不十分と言わざるを得ない。

なお、8月8日実施のアンケートの実施状況及びその後のアンケートの扱いについて、大島商船の関係者は、以下のように述べている。

- ① アンケートは、M科・I科の寮生のうち、当日出席していた者12名を対象に行った。アンケートを実施したのは、初めは聞き取りをしようとしたが、機構から、当日に、M科、I科学生への聞き取りをしないように指示があったため、急遽、アンケートという形にした。
- ② 学生主事、教務主事の二人が分担して、1名ずつ、各主事室に入室させ、主事が同室する状態で記載させた。
- ③ アンケート終了後、担当した二人の主事でアンケート内容を確認した後に、学生主事が12枚をまとめてクリアファイルに入れて主事室内のロッカーに入れておいた。なお、本件いじめに関する書類を一か所にまとめて保管する形はとっておらず、アンケート結果も他の書類と区別しない形で置いておいた。当該主事がアンケートの現物を見たのは、この時が最後である。
- ④ アンケート結果については、実施した主事が口頭で機構や校長等に報告した。但し、いじめ対策委員会に対して記録に残る形でアンケート内容を報告したことはない。
- ⑤ 平成29年10月になって関係者からアンケートについて連絡があり、所在を確認したが、見つからなかった。アンケートを誤って廃棄した可能性がある。

この経過からもわかるように、アンケートの実施については、いじめ対策委員会等で決定されておらず、二人の主事の判断で行われている。また、実施後の内容についても、二人の主事の記憶に基づいて機構や他の教員に報告がなされる形になっている。

いじめが学生の生命や身体等を脅かしかねない重大な問題であり、組織的な対応が必要とされるとの認識があれば、いじめ対策委員会においてアンケート内容や方法等を検討したうえで実施し、実施後は、関係者間でのアンケート内容を共有したうえで、その後の対応を検討するなど、慎重な進め方をするはずである。このアンケートに関する高専の対応は、いじめ対応の重大性を十分に認識せず、組織的対応がなされていなかったことの表れとみざるをえない。

(2) 被害学生に寄り添った対応となっていたか否か

ア いじめ問題の対応について、被害学生の意向を聞いて、それに沿った対応をしたか。

大島商船が制定した「いじめ防止基本方針（平成27年3月20日）」には、いじめを受けた際の学生やその保護者への支援について定め、その中で「いじめを受けた学生から事実聴取を行う・・・際『いじめを受けた学生にも責任がある』という考え方はあってはならず、自尊感情を高めるように留意する」とある。しかし、本件いじめに対する大島商船の対応には、以下の点に重大な問題があったと認められる。

① 被害学生が訴えるいじめの対応を最優先にしていない。

被害学生が明確に「かろうじて本人を支えている友達なので、慎重にしてほしい。」としているM科・I科の学生に対して、被害学生本人・保護者の了解をとることなく、あえて聞き取りを行っている。

その際、後述のとおり、M科・I科の学生に対する聞き取りが、執拗かつ威圧的なものとなっている。

ところで、大島商船が問題視した、被害学生とM科・I科学生との金銭のやりとりについては、仮にそれが指導の対象とすべきものであったとしても、本件いじめとは別の問題として扱うべきであった。

7月13日の被害学生・保護者への説明内容からは、大島商船は、金銭のやり取りについて、被害学生も関与した問題行動であると認識して調査を行っていることがうかがえる。そのため、被害学生にとっては、いじめの申告をしたにもかかわらず、申告したいじめについて大島商船が対応してくれないばかりか、かえって助けてくれる友達を傷つけ、さらに、自身の行動に問題があると指摘される結果となっている。

被害学生がいじめであるとは申告していない事実について、いじめ調査と一体のものとして調査し、その中で被害学生に対する追及的な聞き取りや指導を行うのは、いじめ調査のあり方としては極めて不適當で、被害学生の権利保障に欠ける対応と言わざるを得ない。

被害学生は、こうした大島商船の態度について「大島商船は、うわべだけの調査で『いじめはなかった』と認定することを繰り返してきた。しかも、いじめ調査に名を借りて、被害学生の生活態度等をあげつらい、処分を科すことにより、被害の申出を黙殺しようとした。また、被害学生を支えてきたM科、I科の学生に対しては、被害学生自身が否定しているにもかかわらず、「被害学生をいじめた」などとして、脅迫的な調査を行った末、誤った事実認定に基づく処分を科している。」と述べている。

大島商船関係者は、「被害の申出を黙殺する意図」を有していたことは否定するが、一連の経過に照らせば、被害学生らがこうした認識を持つのは不自然ではない。また、M科学生、I科学生に対する調査を優先した結果、被害学生が申告したいじめへの対応が不十分となったことは認めない。

- ② 法の定義に照らせばいじめに該当する本報告書第5.2(2),同(3),

同（９）及び同（１０）記載の行為について、「行き過ぎはあるが、いじめではない。」と判断するなど、いじめに関する認識が不十分なまま、調査を行っている。

一方で、M科、I科の学生との間の金銭問題については、極めて重大な問題であるとの認識で聞き取りと対応を行っており、このことが、後述の威圧的な取り調べを行う背景になっていると思われる。

大島商船の調査の発端は、看護師との面談の際の「死にたい」というほどの被害学生の悩みから始まっている。それにもかかわらず、こうした事情聴取の方法や前述の7月13日の説明に見られるような被害学生への対応を行ったことからすると、大島商船には、被害学生に寄り添って対応するという意識が薄かったと言わざるを得ない。

また、その背景として被害学生の行動面でも問題が事態を招いているという認識が教員内にもあり、事実を客観的に見ることができていなかったと考えられる。

イ さらなるいじめが発生しないことに配慮をしていたか。

クラスでいじめ行為に対する注意をしたことはあるが、具体的に被害学生と他の学生との関係を再構築するような働きかけは行っておらず、学生からみると「被害学生とかかわりになるな」と受け取られるような対応となっている。

この点について、明確に「かかわらないほうがよい。」と教員から指摘されたことを述べる学生もいる。教員らは、それを否定しているが、「学生からそのようにとられる可能性のある発言」を認める教員もいる。

後述の加害学生への指導も含め、大島商船は、本件いじめを契機に、学生に対していじめが被害者を傷つける重大な問題行動であることを十分に認識させるとりくみを行うべきであった。当委員会が行ったアンケートにおいて「いじめられた被害者も悪い。」との回答が相当数見られたことか

らも、学生に対して、いじめの問題性を認識させる取り組みは奏功していないと評価せざるを得ない。

ウ 被害学生へのケアをどのように行ったか。

大島商船の基本方針4条4項5号には「いじめを受けた学生にとって信頼できる友人・知人・教職員・家族等と連携し、安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう環境を確保し、寄り添い支える体制を作る」とある。

しかし、本件では、被害学生のケアについて、上記方針に基づいてどのように行うのか、組織的に検討した形跡がない。

担任等が状況に配慮し、気にかけてはいたが、他の学生との関係を改善させたり、本人の学業・日常生活を健全化させるための働きかけができていなかった。

本人の意向も影響しているが、スクールカウンセラーらとの面談が計画的に、かつ十分に行われたとも言えず、大島商船として専門家の活用ができていない。

さらに、前述のとおり、被害学生にとって信頼できるM科・I科の学生に対して不適切な指導的対応を行い、被害学生に寄り添うことを困難としている。

(3) 加害者に対して、教育的配慮をした対応となっていたか否か。

大島商船の基本方針4条5項2号には、「いじめた学生やその保護者への助言」として、「いじめを行った学生に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う」「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる」などと規定するが、以下に述べるように、本件では、それが十分になされていない。

ア 加害を疑われた学生への聞き取りは、適切に行われているか。

M科、I科学生からの不適切な事情聴取だけでなく、本件いじめ加害者





検討した形跡が無い。

[Redacted text block]

## 6 被害学生に対する学習支援

### (1) 問題の所在

いじめ防止対策推進法23条4項が、「学校は、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。」と規定するように、いじめを受けた児童等に対する学習支援は、いじめに関して学校がとるべき対応の一つとして重要な位置を占める。

この点について、被害学生は、以下の(2)に記載の点につき、大島商船の被害学生に対する学習支援には不十分な点があったと指摘している。

そこで、大島商船が行った被害学生に対する学習支援の経過とその適否について検討する。

### (2) 被害者の指摘する事情

被害学生は、高専が被害者の学習に対して十分な支援をしなかった事情として、以下のとおり指摘している。

① 平成29年度前期において、保健室での授業実施（個別指導）を要望したが、実施されなかった。

② 平成29年度前期中間試験において、保健室での受験を希望したが、

受け入れられなかった。

③ 同年8月10日、当時の担任に対し、被害学生に対する夏休み中の補習や再試験の実施を要望したが、実施されなかった。

④ 平成29年度後期が開始されてから、保健室での学習を希望したが、受け入れられなかった。

⑤ 平成30年1月5日、i 学習の遅れている科目について、期末試験開始前の同年2月2日まで、補習を放課後に実施すること、ii 希望する科目について、閉寮日である同月15日まで、再試験を実施することが決定されたが、学年末試験の準備時期と重なり、十分対応することができなかった。

⑥ 平成29年度後期においては、試験をレポート提出で代替するといった配慮がなされなかった。

⑦ 次の点で、成績評価手法に不適正な点がある。

ア 数学4については、総合評価が59.125点とされ、合格点数である60点未満との理由で単位認定されていないところ、単位の認定は、進級にも関係し、学生にとって非常に影響が大きいことから、小数点以下を切り捨てる取り扱いは相当ではなく、小数点以下については切り上げるべきである。

イ 数学4について、課題のプリントが被害学生の手には渡らず、提出期限は指示されていなかったうえ、担当教員から受領を拒否された。

ウ 体育について、「実技をするにあたって、ペアを組んでくれるクラスメイトが見つからない」という事情から、出席することが困難となっているのに、出席（実技）が過度に重視され、当該事情が配慮されていない。

(3) いじめ発覚後の被害学生の学習状況に関する事実経過

この点に関して、当委員会が認定した学習支援に関する事実経過は、以

下のとおりである。

- ① 既に述べたとおり、平成29年5月26日、保健室の看護師が、授業を休みがちになっていた被害学生のことを心配して、被害学生と面談した。その際、被害学生は、「クラスで友達がいない。クラス内で浮いている。死にたいと思うことがある。」などと回答した。そして、看護師は、いじめの可能性が高いと判断して学生相談室長に報告し、これにより、大島商船全体として、被害学生がいじめの存在が認識されるに至った。

同月29日に第1回いじめ対策委員会が開催されたが、事前に被害学生及び保護者から「中間試験が終わるまでは、そっとしておいてほしい。大島商船に動いて欲しくない。」と要望した。

ところが、その後、被害学生は、クラスメイトの一部から、「お前、クラスメイトを傷つけるんか。」などといった声をかけられた。

このことから、被害学生は、「中間試験が終わるまでは、そっとしておいてほしいとお願いしたのに、相談したことが漏れている。」と絶望し、教室で授業を受けることが困難となった。

- ② 被害学生によれば、このような状況から、被害学生は、保健室での授業実施（個別指導）を要望し、また、学生相談室長に対して、平成29年度の前期中間試験につき保健室での受験を希望したが、「病気ではないので、許可できない。」との理由で拒まれたとのことである。

他方、大島商船は、被害学生について保健室での個別指導を行っていないことは認めているが、平成29年度前期において、被害学生からこのような要望や希望はなされていなかったと述べており、被害学生が要望をしたとは断定できない。また、大島商船によれば、授業のある時間帯に、保健室にて教室における授業と同じ内容の個別指導を行うことは不可能であるので、仮に学生の要望に応じて個別指導を実施するにしても、放課後に行うほかないとのことである。

なお、被害学生は、教室で平成29年度前期中間試験を受けることとなった。被害学生は、13科目中10科目が不可という結果であった。

- ③ 被害学生は、同年7月1日、「適応障害、うつ傾向」との診断を受け、同月上旬、大島商船に本診断結果を提出した。

本診断結果については、同月5日に開催された第3回いじめ対策委員会で報告された。また、同年8月7日朝、機構本部の学生指導支援室長から大島商船に対して、本診断結果の位置づけについて「試験成績への特別措置のためである。」という内容の連絡があり、そのことが、同日開催された第4回いじめ対策委員会で報告されている。

ただし、それ以外に、適応障害に関する専門的知見等を踏まえたうえで被害学生に対するケアが検討なされた事実はうかがわれない。

もつとも、i「被害学生が、起床できず、授業に出席することが困難であった」ことから、教職員が、朝、被害学生の部屋に赴いて、被害学生を起床させるといった見守りを行い、ii「体育の授業において、実技をする際、ペアを組んでくれるクラスメイトが見つからず、被害学生が体育の授業に出席することが困難となっている」という事情から、学生相談室長が被害学生を授業に連れて行くなどといった見守りを行い、iii各科目の担当教員において、被害学生が授業中寝ていれば起こすようにするといった援助は行われていた。

- ④ 被害学生は、平成29年度前期期末試験を受験したが、14科目中10科目が不可という結果であった。

なお、一部の科目で、試験結果の「再評価」がなされるなど、本来の試験結果に対する点数加算（救済措置）がとられている。また、平成29年度前期については、レポート提出をもって試験を受験した扱いにされるなどの配慮がなされた。

- ⑤ 被害学生によれば、被害学生は、平成29年度前期の終わり（同年8

月10日)に、当時の担任に対し、被害学生に対する夏休み中の補習の実施や再試験の実施を要望したとのことである。

他方、大島商船関係者は、被害学生からこのような要望はなされていないと述べており、この点の事実経過も断定することができない。

いずれにせよ、被害学生に対して、夏休み中に補習や再試験は実施されていない。なお、大島商船によると、夏休みなど、長期休暇の間に補習が実施される例は無い。

- ⑥ 被害学生は、平成29年度後期の授業が開始されてからも、起床できず、授業に出席することが困難であった。そのため、教職員が、朝、被害学生の部屋に赴いて、被害学生を起床させるなどの見守りが行われた。

被害学生によれば、教室でクラスメイトとともに授業を受けることを非常に辛く感じたため、保健室での学習を希望したが、担任から、「2年生時の終わりに実施される実習に参加するためには、教室で授業を受けることが必要である。」と回答されたため、我慢して、教室で授業を受けざるをえなかったとのことである。

他方、大島商船によれば、保健室において被害学生に対する個別指導を実施するのは困難であったことから実施はされていないが、保健室での学習を拒んだわけではなく、少なくとも被害学生から希望を受けた同年11月頃からは、被害学生につき、保健室での学習をした場合には、授業に出席した扱いにする措置がとられていたとのことである。

- ⑦ 同年10月末頃、被害学生の保護者から、大島商船に対し、「授業中の被害学生の様子を教えて欲しい。」との要望がなされた。

これを受けて、授業中の被害学生の様子が、大島商船から被害学生の保護者に伝えられるようになった。

- ⑧ 被害学生は、平成29年度後期中間試験を受験したが、13科目中、11科目が不可という結果であった。

被害学生は、後期中間試験にあたって、レポートによるサポートがなされなかったと述べている。

ただ、被害学生に対しては、いくつかの科目で、本来の試験結果に対する再評価（救済措置）がとられた。

⑨ 同年12月17日、被害学生の自死未遂事件が発生した。

同事件の後、被害学生の授業出席がますます困難となり、被害学生の留年が具体的に危ぶまれる事態となった。そのため、大島商船は、平成30年1月5日付けで、三主事名義で、「                    君に対する寮での見守り体制及び授業に関する指導方針について」と題する書面を、被害学生宛に発出した。

ここには、i 学習の遅れている科目について、期末試験開始前の同年2月2日まで、補習を放課後に実施すること、ii 希望する科目について、閉寮日である同月15日まで、再試験を実施すること等が記載されている。

⑩ 数学4で、学生らに対してプリント課題が課され、その提出期限が、同年2月6日に設定された。ところが、被害学生は、これを提出しなかった。

その理由について、被害学生は「同プリントが、授業中、被害学生の手には渡らずに、後日、机の中に入れられており、提出期限は指示されていなかったうえ、提出日の翌日である2月7日、担当教員に面会を求め、プリント提出の意思を伝えたのに拘らず、同教員から、期限に遅れているとの理由で受領を拒否された」旨を述べる。

他方、大島商船によれば、同プリントについては、担当教員が、被害学生も出席していた1月17日の授業中に配布し、提出期限を伝え、同月24日にも、被害学生も出席していた授業で改めて提出期限に関する周知を行い、さらに、2月5日、学校内で被害学生に会った際、被害学

生に対して提出を促したとのことである。また、同月7日、確かに担当教員と被害学生が面会したが、その際、被害学生がプリントを提出しようとしたようなことはなく、「忘れていました。」と述べるだけであったとのことである。プリント提出がなされなかった経緯については、被害学生と大島商船との説明が食い違っており、事実経過を特定することは困難である。

⑫ 被害学生は、平成29年度学年末試験を受験したが、19科目中6科目が不可という結果であった。

⑬ 大島商船の商船科2年生は、習得累計単位数が57単位以上となった場合に3年生に進級するところ、被害学生については、点数加算（救済措置）や、試験をレポート提出で代替する措置、保健室登校を出席扱いとする等の措置がとられて成績評価されたうえでも、習得累計単位数が55単位にとどまった。

なお、被害学生について、数学4の総合評価が59.125点とされ、合格点数である60点未満との理由で単位認定されなかった。

被害学生は、平成30年3月5日の進級判定会議で、進級不認定とされた。

#### (4) 本件における大島商船の対応の適否

① 既に述べたとおり、平成29年5月26日、本件いじめが学校全体として認知されるに至った。被害学生は、本件いじめが認知される前から授業を休みがちになっていたが、本件いじめが認知された後、一層教室で授業を受けることが困難となった。そして、被害学生は、同年7月1日には「適応障害、うつ傾向」との診断を受け、同月上旬、大島商船に本診断結果を提出した。

② 大島商船は、以上のような被害学生の状況を踏まえ、被害学生が継続的な学習をすることができるよう次の措置をとっている。

これらの中には本来の教職員の職務範囲を超えると思われるものも含まれており（特に下記ア）、大島商船の教職員において被害学生の学習支援について相応の努力をしたことは認められる。

- ア 教職員が、朝、被害学生の部屋に赴いて、被害学生を起床させる見守りを行った。
- イ 被害学生が、「実技をするにあたって、ペアを組んでくれるクラスメイトが見つからない」という事情から、出席することが困難となっている体育の授業に、学生相談室長が被害学生を連れて行く見守りを行った。
- ウ 各科目の担当教員において被害学生が授業中寝ていれば起こすようにしていた。
- エ 教室での学習に代えて、保健室での学習を認める措置をとった（少なくとも、平成29年度前期及び後期のうち11月以降）。
- オ 学習の遅れている科目に関し、補習が、平成30年1月5日から期末試験開始前の同年2月2日までの放課後、実施された。

③ ただし、このような大島商船が取った措置については、以下の点を指摘できる。

既に述べたとおり、平成29年7月1日の被害学生に関する適応障害の診断結果が、同月5日に開催された第3回いじめ対策委員会で報告され、また、同年8月7日開催された第4回いじめ対策委員会で、同日朝、機構本部の学生指導支援室長から大島商船に対して、本診断書の位置づけについて「試験成績への特別措置のためである。」という内容の連絡のあったことが報告されている。しかしながら、それ以外に、本診断結果に関して検討のなされた事実はうかがわれない。

この際、大島商船としては、単に被害学生を起床させ、授業に出席させるという結果だけを目指すのではなく、被害学生が何故授業に参加しづらくなっているのか、また、いかにすれば被害学生が授業に参加できるようになる

のかといった原因と対策について、適応障害に関する専門的知見等を踏まえたうえで検討すべきであった。

また、いじめ防止対策推進法（23条4項）及び文部科学省が定めた「いじめ防止等のための基本的な方針」（別添2「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」の3「いじめられた児童生徒又はその保護者への支援」欄）では、いじめた生徒を別室で指導するなどの方法をとって、いじめられた生徒が従前どおり学習できる環境を確保することを検討するとされている。本件でそれを行うのが適当であったか否かはともかく、そうした措置を含めて被害学生の学習権保障を検討すべきであったのに、それを行った形跡は認められない。

- ④ そして、大島商船がとった上記のような措置の中には、次に述べるように、より早い段階から実施されるべきものもあった。

既に述べたとおり、平成29年12月17日に被害学生の自死未遂事件が発生したことを受けて、大島商船は、平成30年1月5日付けで、期末試験開始前の同年2月2日までの放課後に、被害学生の補習を実施すること等を決定している。

しかし、被害学生については、本件いじめの発覚前から被害学生の登校が困難となっていたこと、平成29年7月1日付けで被害学生について適応障害の診断がなされ、本件いじめ発覚後、一層登校が困難となったこと、平成29年度前期末の時点で、本来の試験への点数加算など救済措置がとられるほどであったこと、結局、平成30年1月5日から被害学生に対して補習が実施されていることから、被害学生の希望があったか否かに拘わらず、また、夏休み中に実施できるか否かはともかくとして、より早い段階からの被害学生に対する補習の実施を検討すべきであった。

平成30年1月5日に至ってようやく被害学生に対する補習及び再試験の実施が決定されたが学年末試験の準備時期と重なり、十分対応できなかった

という被害学生の指摘は、一概に否定できないものがある。

- ⑤ なお、被害学生の指摘する特定科目の単位不認定については、基本的には、成績評価に関する教員の裁量権の限界の問題である。

確かに、学校の対応が不適切なために被害学生の学習が不十分となり、単位取得に必要な試験における成績や提出物の提出、授業での発言などに影響した結果、単位を落とすということは、実際上はありえる。しかし、特に成績に対しては、様々な要因が影響するものであり、学習支援の不十分さとの関連性を客観的に判断することは困難と言わざるを得ない。

従って、学校がことさらに不当な目的で単位取得をできなくしたとか、教員の成績評価が、裁量を著しく逸脱するほど不合理であるとの事情が認められない本件においては、当委員会において、この点の適否を判断することはできないと考える。

#### (5) まとめ

以上のとおり、大島商船において、継続的な学習をすることができるよう、被害学生に対して、個々の教職員において援助、配慮をしようと努力したことは認められる。

しかし、いじめを受けて適応障害が生じている被害学生の精神状態や、教室でいじめの加害者とともに授業を受けることの困難さについて、組織的により深い検討を行い、より早い段階から、効果的な措置を取ることが可能であったと考えられる。これについては、今後、万が一同様の事案が発生した場合に備えて改善を図られたい。

## 第8 M科、I科学生に対する威圧的な事情聴取

### 1 はじめに

本件いじめに関連して、M科及びI科の一部の学生に対して威圧的な取り調べがなされたとの申立がなされており、この点に関しても本委員会は調査の対

象としているため、その点について指摘する。

## 2 事情聴取の経過

前述のとおり、大島商船は、被害学生からいじめの申告がなされた後に、まずはS科学生からの事情聴取を開始したが、S科学生から「M科、I科の学生と被害学生との金銭のやりとりなどが、いじめと思われる。」旨が伝えられると、その後、7月10日から12日にかけて、M科学生3名、I科学生2名から以下のとおり聴取を行っている。

なお、聴取の経過については、大島商船の記録上、明確となっていない部分があり、これ以外にも聴取が行われている可能性があるが、記録上明確なもののみを記載する。聴取担当教官については、大島商船の記録と対象学生の記憶と異なっている場合もある。従って、ここに記載されていない教官が聴取場所にいた可能性もある。また、記載した教官が、聴取の全ての時間に所在したとは限らず、聴取における一部の時間のみ担当した場合もある。

	対象学生	月日	聴取担当教官
I	■	7.10	教官2, 教官8
II		7.12	教官4, 教官5, 教官6
III	■	7.10	教官1, 教官3
IV		7.12	教官2, 教官3, 教官4, 教官7
V	■	7.10	教官4, 教官9
VI		7.11	教官2, 教官7
VII		7.12	教官2, 教官3, 教官4, 教官5, 教官6, 教官7
VIII	■	7.10	教官7, 教官10
IX		7.12	教官2, 教官4, 教官7
X	■	7.10	教官5, 教官6

XI		7.12	教官2, 教官4, 教官5, 教官6, 教官7
----	--	------	-------------------------

この聴取においては、被害学生との金銭のやりとり等について、日時や金額など、極めて詳細に、かつ追及的な聞き取りをしており、次に述べるように、学生に対する事情聴取として、極めて不適切な聴取方法となっている。

### 3 威圧的な事情聴取の内容

認定できる主な事実は以下のとおりである。なお、行為を行った教官の記載については、どの日程の聞き取りの際に行ったものかが記録と聴取記録によって異なる場合があるので、どの聞き取りの際のものかは記載しないが、こうした行為がなされたこと自体は十分に認められる。

① 授業中に突然呼び出して聞き取りを行う (VII, IX, XI)

② 多人数で聞き取りを行う

一人の学生に対して、教員4名から6名で一人の学生を聴取したことが認められる (IV, VII, XI)。

③ 複数回かつ長時間の調査

事情聴取の対象となったM科、I科学生は、短期間の間に、2回から3回という複数回の事情聴取をされている。

また、1回あたりの聴取時間は、大島商船の記録からは確認できないが、被害学生の話では長いときには休憩をはさみながら3時間から4時間にわたっている (IV, XI) なお、聴取時間が明確に記録されていないため、断定は困難であるが、ほかにも3時間を超えた聞き取りがされた可能性がある。

④ 大声を出す (教官2, 教官5)

⑤ 荒い言葉遣い、脅迫的言動

「お前、さっきと言ってることが違うじゃないか。」「本当のことを言うまで返さないからな (教官5)

「今後も何回か呼ぶかもしれない。嘘をついたり言い回しが違ったりしたら、お前の悪いようになる」(教官7)

カレンダーを乱暴に机の上に置いて「これを見て全部思い出せ」(教官5)

⑥ 手で机を叩きながら聞く(教官4)

⑦ 「退学」・「退寮」などを示唆する発言あり(教官1, 教官2, 教官4)

「(ネットで物品を購入してもらって後にお金を払うことに対して)それは犯罪で、退学もあり得る。」(教官1)

「それ(寮の室内にテープで落書き)だけで退学にできる(教官6)

「これが事実なら、学校にいらなくなるね」(教官2)

⑧ 事情聴取の途中でスマートフォンを寮ないし教室に取りに行かせて、スマートフォン内の情報をチェックしながら事実の確認を行う(教官2)。

⑨ S科学生による被害学生へのいじめの話をする「それは違う」と跳ね返すように言われたり(教官6)、「自分がいじめたことを全てS科学生に持っていつてもらおうとしてるんじゃないか。」などと言われた(教官2)

このような方法での聴取の対象となったM科学生3名、I科学生2名は、いずれも多大な恐怖心を持ち、教員に対する不信感を抱くに至っている。なお、朝から聞き取りをされた学生の一人は泣き始め、その後、保健室で午後3時頃まで静養が必要な状態にまでなっている(XI)。

ところで、大島商船は、この点について独自に調査した結果を資料として当委員会に送付しており、その調査結果に基づき、当委員会の中間報告における上記指摘に対して、「①授業中に突然呼び出して聴取したこと、②多人数で聴取したこと、の2点については改善すべきであるが、他の点については、大島商船の調査結果と相違している」と主張している。しかし、上記の大島商船の調査は、大島商船の教職員で組織した調査委員会が、教職員のみから

聴取した結果に基づいて結論を出したものであり、当委員会の調査と比較して、特に調査結果の信用性が高いと認めがたいことを指摘しておく。

#### 4 その後の対応

7月13日に、I科学生のうちの2名は、明確な理由を告げられずにスマートフォンを取り上げられ、そのうち1名は、試験期間中であったため寮で試験勉強をしようと思っていたにもかかわらず、自宅に無理やり帰宅させられた。大島商船は、この行為について、口裏合わせを避ける目的があったと述べている。

さらに、被害学生と処分の通知を受けたI科学生が在籍していたサークルについて「I科学生が被害学生に対して不適切な行為を行った」との理由を告げて、サークルの活動を停止した。

#### 5 事情聴取の背景（目的）

既に述べたとおり、本件いじめの被害学生と保護者は、6月30日の被害の説明の際、金銭面のことについては「いじめではない。」旨を述べたうえで、「M科、I科学生は被害学生を支えてくれているので、事情聴取に当たっては慎重を期してほしい」旨を要望している。

それにもかかわらず、あえて、M科学生、I科学生から事情聴取をしたことについて、大島商船は、「金銭が絡んだ重要な問題であり、早急に対応する必要がある」旨を述べる。

しかし、仮に、この問題を本件被害学生に対するいじめと捉えたのであれば、まずは、被害学生から事情を聞き、把握した被害事実に基づいてM科、I科の学生から事情を聞くのが通常であろう。そうでなければ、聞き取るべき内容も漠然としたものとなってしまう、いきおい、長時間かつ追及的な事情聴取にならざるを得ない。なにゆえ、被害学生が「いじめでない。」と述べているにもかかわらず、被害学生の要望に反してM科、I科学生から事情を聞こうとしたのかについては、大島商船の説明によっても判然としない。

なお、前述のとおり、大島商船は、7月13日の説明において、本件いじめの被害学生に対して、「M科学生、I科学生との金銭のやりとり等によって、M科、I科学生に悪影響を与える問題行動である」旨を伝えていた。

また、内容的にみて、S科学生によるいじめと比較して、M科、I科学生との間の金銭問題がことさらに重大かつ緊急対応が必要なものと認めることも困難である。

さらに、S科学生によるいじめについては、S科学生の中からも、「ちょっかいを出している子がいる。」という申告がなされているにもかかわらず、その詳細を聞き取った経過がないが、一方で、I科学生については、口裏合わせを避けるためにスマホを取り上げたり、土日の帰省を強制するなど、事情聴取以外にも強引で不適切な対応をしている。

これらの事実からすると、威圧的な事情聴取がなされた当時、大島商船は、被害学生が申告したS科の学生のいじめよりも、被害学生とM科、I科の学生との金銭のやり取りを重視し、その問題の対応を優先させようと考えたと考えざるをえない。そして、金銭のやりとりに関する事実を何とか確定させようとした結果、執拗で追及的な事情聴取等につながった可能性がある。

## 6 処分の決定と伝達

(1) 大島商船は、上記4の事情聴取の結果、I科学生2名に対し、9月13日付で、XXXXXXXXXXの処分を決定し、それを当該学生及び保護者に伝達しているが、この処分の手続にも、以下のような問題がある。

(2) まず、処分の決定に際して、学生及びその保護者に対して、処分の原因、処分理由等を明確に伝え、学生及び保護者の言い分を聞き取る手続を経ていない。XXXXXXXXXX

この点について大島商船は、懲戒処分を受けた学生の保護者に対しては、事前に連絡をしたが、その際、保護者は「教育機関として処分もやむを得ない」と納得していた様子であったと述べる。確かに、懲戒処分を受けた学生

の保護者に対して、処分に先立って、学生が問題行動を起こした旨を連絡した事実は認められる。しかし、学生や保護者に告知や弁解の機会が与えられたといえるためには、処分の対象となる非違行為の内容、処分の理由、想定される処分の内容が明確に伝えられ、学生や保護者において、反論すべき対象が特定されていなければならない。しかし、本件では、事前の保護者とのやりとりの内容が記録されておらず、この点が不明であるうえに、保護者への事前連絡をする前に開催されたいじめ対策委員会において決定した処分と、実際にした処分の内容が異なること、保護者に連絡した際のやりとりの内容が記録化されていないこと、その後の保護者に対する処分通知が、後に大島商船が述べる処分理由と異なっていることなどからすると、上記の各事情が学生や保護者に対して明確に示されていたとはいえ、上記事前連絡を、懲戒処分実施のための適切な告知・弁解の機会の付与と認めることは到底できない。

加えて、学生及び保護者が突然の処分に驚き、学校に説明を求めた際にも、対応した教員は、「自分が直接経験していないからわからない。」と述べるなど、適切な説明ができておらず、当該学生の不信を深める結果となっている。

(3) さらに、そもそも、処分を行った理由も明確でない。大島商船は処分を受けた学生らからの文書での要求に対して、平成31年1月28日付文書で、処分理由を「寮の部屋にガムテープで落書きをしたこと。」「カード情報を携帯電話に登録し、ネットショッピングを利用して次々と商品を購入したこと」などと説明し、当委員会にも同様の理由を説明しているが、その処分理由は、審議された厚生補導委員会等の記録に全く記載されていない。

また、学生及び保護者に処分通知を送付する文書（2017年9月13日付）には「重度のいじめに」より処分する旨が記載されており、保護者及び当委員会に説明する処分内容と異なっている。なお、この点について、大島商船は、「送付文書を作成した副担任が誤って記載した」と説明するが、副担

任が処分理由について独断で「重度のいじめ」と記載するとは考え難く、少なくとも、教員の間では、I科学生二人の処分が被害学生に対するいじめを理由にした処分であるとの認識がもたれていたと考えざるを得ない。こうした事情からか、処分の通知を受けた学生及び保護者が大島商船の教員に処分理由を問い合わせた際も、理由について明確な回答がなされていない。

当委員会としては、上記処分の妥当性について判断をする立場にないが、ガムテープでの落書きについては寮の室内への落書きで、同室の居住学生はそれを気にしておらず、かつ、廊下から自然に目に入るものではなく、他の学生への影響は少ないこと、教官の注意を受けてすぐに剥がされていること、落書きがされたのが29年6月2日ないし5日とされているながら、その際には特段の注意や保護者への連絡もされず、平成29年の7月の本件いじめの調査の際になって特に問題視されるようになってきていることなどからすると、本件いじめの問題に合わせて、ことさらにこれを問題視したとの印象を拭えない。

- (4) 処分を受けたI科学生及びその保護者とすれば、突然、本件いじめの被害学生との問題行動を指摘され、威圧的、追及的な事情聴取をなされ、さらに、理由もはっきりとしないまま停学処分を言い渡されたことになり、精神的な苦痛を受けた。また、こうした経過から、学校に対する不信を募らせたのもっともなことである。

## 7 まとめ

以上のように、この時期に、本件被害学生のいじめ対応と関連させた形でM科学生、I科学生への事情聴取が行われたことには合理的な理由が見出しがたい。

そのうえで、事情聴取の方法としても、授業中に呼び出したり、聴取が長時間にわたるなど、学生の学習権や生活への配慮に欠けるものである。また、聴取の際の教官の言動も威圧的なものとなっており、学生に恐怖心を抱かせるも

ので、不適切である。

さらに一部の学生には、そうした事情聴取に基づいて、適正な手続を経ず、処分理由も明確に伝えられないまま停学処分が伝達されている。

全体として、学生の権利保障の観点から、極めて問題がある指導と評価せざるを得ない。

## 第9 機構対応の問題点

### 1 日常的ないじめ予防に対する指導の問題点

第6の3で述べたとおり、機構は、日常的ないじめ予防に関する各高専における体制作りにおいて、情報提供や指導を十分に行っているとは言い難い。

大島商船に対しても、高専一般、及び商船科の特性に由来する、いじめの生じやすさや、いじめ対応のための組織上の問題点を認識しながら、それに沿った指導等がなされていない。

### 2 本件への対応の問題点

大島商船から機構への報告が遅れたこともあり、対応が後手に回り、被害学生らから機構への直接の連絡を受けてから大島商船への指導を始める結果となっている。

指導を開始した後も、本件の対応について、大島商船との間で一貫した対応方針を協議することが遅れ、被害学生からの要請等がなされる都度、場当たり的な対応を大島商船に指示する結果となっていることは否めず、十分な指導・援助がなされているとは言い難い。

また、大島商船の本件いじめに対する認識の問題性、特に、被害学生に、いじめを生じさせる原因があるとの認識の下で対応していることや、いじめ被害のことを重視していないことを認識しながら、その点を明確に大島商船に対して指導した形跡が無い。

## 第10 提言

### 1 はじめに

当委員会は、被害学生に対するいじめの事実経過を調査し、原因を究明するとともに、いじめ発覚後の大島商船教員によるいじめへの対応などについて検証、検討を行った。その結果、被害学生が入学後間もない頃からクラス及び寮内において一部の同級生からいじめを受けていたにもかかわらず、大島商船において発見が遅れ、認識した後も管理的職員が中心となった組織的対応がとられず、一方で、いじめ発覚直後の学校側による調査や被害学生への説明が適切に行われなかったことから、被害学生及びその保護者、さらにいじめを受けた被害学生を支えていた学生たちに著しい不信感を与え、この事案をより複雑なものにしたと判断した。

以下、「いじめ防止対策推進法」の趣旨に基づき、今後、大島商船において、いじめの発生をいかに防止するか、また、万一いじめが発生した場合にどのように組織として取り組むか、さらに、いじめ事態の終息後、適切な教育環境をどのように取り戻すかについて、当委員会として「提言」を行う。

具体的には、本項で述べる内容は次のとおりである。

- ① いじめに向き合う際の基本的姿勢
- ② いじめの定義について正確な理解の必要性
- ③ いじめの再発防止について
- ④ いじめが発生した場合の早期発見
- ⑤ いじめ発見後の事実関係の把握について
- ⑥ 組織対応の必要性
- ⑦ いじめの被害学生に対する支援のあり方
- ⑧ 加害学生に対する指導のあり方
- ⑨ 傍観者等に対する指導のあり方

### 2 いじめに向き合う際の基本的姿勢

(1) いじめ防止対策推進法は、「いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進すること」を目的とし（1条）、これを達成するために、いじめ防止基本方針等（11条—14条）、基本的施策（15条—21条）、いじめの防止等に関する措置（22条—27条）、重大事態への対処（28条—33条）といった諸々の規律を行っている。

(2) 同法は、これらの規律の対象となる「学校」について、「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。」と定めており、高等専門学校は「学校」に含まれない（2条2項）。

ただし、これは、大学を中心とする高等教育機関には高度の自治権が保障されており、法律によって義務を課すことに慎重を期す必要があると考えられたからに過ぎない。高等専門学校におけるいじめ防止のための措置が蔑ろにされることがあってはならない。

むしろ、高等専門学校に在学する学生の一部は高等学校に在学する生徒の年齢と同一であることから、高等専門学校においても、自発的かつ積極的な取り組みにより、同法の趣旨に添った措置が講じられる必要がある。

同法35条において、「当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及

び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と定められているのは、かかる趣旨によるものであると考えられる。

- (3) とりわけ、大島商船の商船学科においては、厳しい集団的な規律が重視され、これが教室内だけではなく寮生活にも及ぼされ、規律の維持という名目でいじめに該当する行為が生み出されやすい傾向にあった。

それにもかかわらず、大島商船では、同年齢の者が在籍する高等学校に比して、いじめを早期に発見し、組織的に対応することが困難な体制となっていた（前記第6. 1）。

このような大島商船の実情に鑑みるならば、同校においては、むしろ、同法2条2項にいう「学校」と比較したとき、より一層充実した「いじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置」がとられなければならない。

### 3 いじめの定義について正確な理解の必要性

- (1) いじめ防止対策推進法2条1項は、いじめについて、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義している。大島商船が平成27年3月20日に定めた「基本方針」1条1項も、いじめについて同法と同様の定義をしている。

このように、同法や基本方針において採られているいじめの定義は、行為の対象となった者の主観的な判断を重視した広いものとなっている。その趣旨は、「いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであること」

(同法1条)から、早期の段階で学校が対象となる行為を「いじめ」として認知把握し、これに対処すべきということにある。

なお、基本方針4条4項1号記載のとおり、いじめの認知・把握にあたって、「『いじめを受けた学生にも責任がある』という考え方はあってはならない」。

- (2) 大島商船の職員及び教員においては、何よりもまず、以上のようないじめの定義、そのような定義が採られている趣旨及び基本方針の内容について、正確な理解を得ることが重要である。

本件では、          の行為や物理の授業中の行為などいじめに該当する行為について、「行き過ぎはあるが、いじめではない。」と判断するなど、いじめに関する認識が不十分なまま調査が行われたという問題がある(前記第7.5(2)ア②)。

これらは、いじめの定義、そのような定義が採られている趣旨及び基本方針の内容について正確な理解がなされていれば、回避できたと思われる問題である。

また、被害学生に対する説明において、被害学生がいじめの原因を作っていることを強調しており、この点についても、教職員において、再度、上記の基本方針を確認する必要がある。

#### 4 いじめの再発防止について

##### (1) 教職員向けの研修の必要性

ア 上記のとおり、いじめ防止のために、いじめに関する正確な理解の獲得が目指されるべきである。いじめ防止対策推進法15条においても、いじめ防止のための措置として、「在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発」が触れられている。

また、基本方針2条1項1号にも、いじめの防止、特に、いじめについ

ての共通理解を図る措置として、「校内研修」を実施し、「いじめの態様や特質，原因や背景，指導上の留意点等について取り上げ，教職員間で共通理解を図る。」と定められている。

教職員向けのいじめに関する研修の実施が必要不可欠である。

イ しかしながら，かかる研修は，当委員会が把握している限りでは，本件いじめ発覚後である平成30年6月11日に，外部講師を招いて一度だけ実施されているに過ぎないようである。なお，平成28年4月4日及び平成29年4月3日に，「問題行動等への対処について周知」がなされたことがうかがわれるが，これは教員会議に際してなされたものであり，研修という形式で実施されたものではない（前記第6.2(2)ウ）。

また，機構は，平成28年頃から，全国の高等専門学校を5つのグループに分け，それぞれのグループごとを対象にした研修を実施している（前記第6.3）が，この研修の参加者は，初任教員，管理職，学生主事，学生指導担当の教員に限られており，いじめを含む学生指導につき比較的対応力が乏しい傾向にある高等専門学校の教職員向けの研修として，対象者が適切に設定されていたといえるか疑問がある。

以上からすれば，大島商船における教職員向けの研修が十分になされていたとは言い難い。現に，いじめの定義，そのような定義が採られている趣旨及び基本方針の内容について正確な理解がなされていれば回避できたであろう問題が発生している。

ウ したがって，今後は，全教職員を対象にして，いじめの態様や特質，原因や背景，指導上の留意点等を指導する内容の研修を定期的実施し，いじめが重大な権利侵害であることの認識を深めるとともに，いじめの定義をはじめ，いじめに関する正確かつ十分な理解が取得されるよう務めるべきである。

## (2) 学生及び保護者向けの研修

ア また、いじめ防止のためには、何よりも在籍する学生において、何がいじめであるか、いじめが導きうる重大な結果、いじめが許されない理由等についての正確な理解が獲得されなければならない。

先に引用したいじめ防止対策推進法15条においても「在籍する児童等及びその保護者・・・に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発」が触れられている。また、基本方針2条1項2号乃至同項5号において、学生向け講習等を実施すべきことや、同方針2条2項において、「いじめに向かわない態度・能力の育成」を図るべきことが触れられている。

イ しかしながら、学生向け講習等についても、ある程度は実施されていた事実は認められるものの、これが高等専門学校の特異性を踏まえた十分かつ効果的なものであったと評価することは困難である（前記第6.2(2)エ）。実際に、当委員会がその後に実施した平成28年度入学の全学科の学生を対象にしたアンケートには、いじめられる側にもいじめられる理由がある旨の回答が複数なされており、学生において、基本方針4条4項1号記載の『「いじめを受けた学生にも責任がある」という考え方はあってはなら(ない)』という点につき、いじめに関する理解が進んでいるということはない。

ウ 今後は、質、回数共に充実した研修の実施が必要である。

例えば、弁護士を講師に招いた、いじめ予防授業等の例がある。このような外部の専門講師を利用するのも一つの方法である。

### (3) 商船科の雰囲気改善

商船学科においては、教員及び学生共に、船乗りになることを意識した教育を施す、あるいは、船乗りになることを意識した教育を受けるという意識が高く、そのため、厳しい集団的な規律が重視され、これが教室内だけではなく、寮生活にも及ぼされていた。なおこのような状況は、多くの関係者に

よって「連帯責任」と表現されている（前記第4. 2）。

学校や学科の伝統を重んじる考えは理解できるが、過度に集団的規律を重視する商船科の雰囲気がいじめを生み出す一因となっているものと思われる。

実際の社会は、多様な思想・信条、信仰、嗜好、人種、性別等を持つ者が、互いに、それぞれの個性を尊重することで成り立っている。

大島商船において、学生に対し、多様性を認め合うことの必要性・重要性に関する教育いわば人権教育を実施し、商船科の雰囲気の改善を図ることも検討されたい。なお、これについても、外部専門家を招くことは、一つの方法である。

#### (4) 寮制度について

以上に関連し、学生をして緊密な人間関係から逃れることを困難にしている商船科の寮での生活も、いじめを生み出す一因となる恐れがある。大島商船は、全寮制の原則を廃止しているが、商船科は、学科の特性から、遠隔地からも学生が集まり、今後も相当数の学生が寮生活を送らざるをえないと考えられる。

寮内におけるいじめ再発防止策が今後も具体的に検討される必要があることに変わりない。

寮においては、教職員の目が特に届きづらく、いじめの発生場所となりやすい。また、発生した場合に、教室内におけるいじめに比べて早期発見が困難であると思われる。実際、本件いじめについても、寮において発生したものが多くことが十分に考慮されなくてはならない。

#### 5 いじめが発生した場合の早期発見

- (1) 以上のような研修が実施され、万全のいじめ防止策がとられたとしても、いじめが発生しうる。

そして、いじめが発生した場合には、早期にこれを発見し、必要な措置が

講じられなければならない。

- (2) 基本方針には、早期発見のための基本的な考え方として、「いじめは教職員の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。」(3条1項1号)、「学生が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に学生の情報交換を行い、情報を共有する。」(同項2号)と規定されている。

この規定の考え方が今一度、全教職員間で認識されなければならない。被害学生に対するいじめについては、1年生時に発生した自死事件の直後(平成28年5月頃)からエスカレートしており、一部の教員はこのことを認識していたのに、学校全体ではこの認識が共有されず、学校全体がいじめの存在について認知したのは、これよりも相当に遅れたものとなっている(前記第7.2)。上記規定の考え方が浸透していれば、より早期にいじめを認識し、被害学生が長期にわたって苦痛を感じ続けることを防げた可能性がある。

なお、いじめを早期に認知するためには、いじめの定義について、正確な理解がなされていなければ困難であることは言うまでもない。

- (3) アンケートの活用

基本方針3条2項1号には、「定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、学生がいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。」と定められている。

しかしながら、前記第6.2(3)記載のとおり、アンケートがいじめの早期発見のための措置として機能していたとは言えない。

今後のいじめの早期発見のために、アンケートの活用を見直すことも考えられる。

- (4) また、基本方針3条1項2号で情報共有の重要性について触れられているのに、本件いじめの対応においては、必要な情報共有が極めて不十分であつ

た。すなわち、元々、大島商船では、教員間で、同年齢の者が在籍する高等学校と比較した場合、学生に関する情報交換をする機会に乏しいといえるのに、そのうえさらに、本件いじめに関する情報について共有範囲が制限されるなど、過敏な取扱いがなされていた（前記第6. 1 (2)）。このことが、学校全体におけるいじめの認識の遅れを招く一因となったと言える。

しかしながら、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の下でも、独立行政法人たる機構及びその設置する大島商船が本件いじめに対処するために取得した本件いじめに関する情報については、内部的に共有し、被害学生のケアや加害学生に対する指導に供することが、目的の範囲内の利用として許されるはずである。

今後、いじめに関する情報の取得、保有、利用に関して改めて協議し、取得・保有した情報を必要に応じて共有するべきである。例えば、大島商船には、いわゆる「職員室」がなく、学生に関する情報交換をする場が少ないが（前記第6. 1 (2)）、これを補うために、これまで任意に、また随時行われている会議の他に、定期的な教職員会議を実施することも考えられる。

そして、共有された情報は、被害学生のケアや加害学生に対する指導に十分に活用すべきである。

なお、被害学生や加害学生に関する情報が共有される以上、守秘義務が徹底されなければならないのは当然のことである。

## 6 いじめ発見後の事実関係の把握について

- (1) 本件において大島商船が行った事実関係の把握の過程には、被害学生及びその保護者の了解を取ることなく、被害学生が死にたいとまで述べたいじめの把握が蔑ろにされ（前記第7. 5 (2) ア①）、被害学生とM科・I科学生との金銭問題について、執拗かつ威圧的な聞き取りがなされた（前記第8）という問題点がある。

しかしながら、いじめの定義において、被害者の心情が要件とされるうえ

に、いじめ対応において被害者を保護し、その生命・身体や学習権の保護が優先されることからすれば、いじめに関する事実関係の把握においては、被害学生の意向が十分に考慮されなければならない。

今後、いじめに関する事実関係の把握過程では、このことが強く意識される必要がある。

なお、いじめの事実関係の把握は、最終的には、いじめの終息、被害学生のケアあるいは加害学生の指導等に結びつけることを目的としてなされるべきものであって正確が期される必要がある。執拗かつ威圧的な聞き取りは、かかる目的達成にとって有害でしかなく、今後、厳に慎まれなければならないことは言うまでもない。

- (2) また、前記第7. 4 (6) 記載のとおり、大島商船は、被害学生に対して、被害学生がいじめと訴える行為については、その原因が被害学生の行動にあると説明している。また、前記第7. 5 (2) イのとおり、教員が、「被害学生とかかわりになるな」と受けとられるような対応をしている。

基本方針4条4項1号には、『いじめを受けた学生にも責任がある』という考え方はあってはならず、自尊感情を高めるよう留意する。」と規定されているが、大島商船の上記対応は、これに明らかに反するものと言わざるをえない。

今後、仮に新たないじめが発生した場合の対応にあたっては、基本方針4条4項1号の規定にも注意される必要がある。

## 7 組織的対応の必要性

- (1) いじめの事実関係の把握にあたっては、いじめ対応の職責を担う学生主事が中心となって、被害学生の申告内容及び調査の目的を関係者全体で共有したうえで、聴取のスケジュール設定、担当者の決定などを行うべきであったにもかかわらず、本件いじめ対応では学生主事のリーダーシップが発揮されず、場当たりのとも言える対応がなされている。そのために、調査目

的が揺らいでいった。すなわち、被害学生やその保護者の意向を確認することもなく、また、その後の調査方針につき協議された形跡も無いのに、M科・I科の金銭問題に焦点が当てられるようになり、被害学生が申告した本件いじめの事実関係の把握が蔑ろにされていった（前記第7.5(5)）。

- (2) したがって、仮に、今後、新たに発生したいじめに関する調査を実施する際には、①まず責任者を決定し、②次に調査目的を調査担当者間で共有し、③当該目的を達するために必要な調査を決定し、④決定した調査を進めるための緻密な調査計画を立て、そのうえで、⑤責任者による一貫した指揮の下、各担当者が調査目的を意識しつつ、計画的に実施されなければならない。

そして、調査の途中でも、随時、調査結果について共有し、今後の調査方針を確認するために必要な協議の場が開かれなければならない。本件のように、その後の調査方針につき協議されることなく、本来の調査目的が蔑ろにされることは、あってはならない。

## 8 いじめの被害学生に対する支援のあり方

- (1) いじめ防止対策推進法22条3項は、「学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援・・・を継続的に行うものとする。」と定めている。そして、基本方針4条4項にも、いじめを受けた学生やその保護者への支援が定められている。このように、いじめが確認された場合には、被害者の安全・安心を確保し、被害者の学習権が保障されることを最優先に考えて対応する必要がある。

しかし、本件では、前述のとおり、被害学生の訴えるいじめについてS科学生からの聴き取りについては丁寧な聞き取りがなされず（前記第7.5(3)ア）、他方、M科・I科の学生に対しては、被害学生・保護者の了解をとるこ

となく、執拗かつ威圧的な聞き取りが行われ、被害学生の友人を傷つけ、いじめの申告をしたことにつき被害学生を後悔させ、さらには、被害学生の行動に問題があると指摘するといった対応がなされている（前記第7.4(6)及び前記第7.5(2)①）。

また、本件の被害学生について組織的なケアがなされた形跡はなく（前記第7.5(2)ウ）、スクールカウンセラー等の専門家の活用ができていたとも言えない。

同法22条3項の規定するとおり、被害学生又はその保護者への支援がいじめ対応の重要部分を占めることが、今後、十分に認識される必要がある。

(2) なお、前記第6.1(1)記載のとおり、高等専門学校の個々の教員においては、いじめを含む学生指導について、比較的対応力が乏しい傾向にある。これを補うためにも、今以上に外部専門家を利用することが検討されるべきである。

例えば、基本方針4条4項5号に「いじめを受けた学生にとって信頼できる友人・知人・教員・家族等と連携し、安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう環境を確保し、寄り添い支える体制を作る」と定められている。このように、いじめが発生してしまった場合、その対処にあたって、学校と家庭が連携しつつ対処することが必要不可欠である。

この点で、スクールソーシャルワーカーは、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有し、これに基づき、問題を抱えた児童生徒（あるいは学生）に対し、当該児童生徒（学生）が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を行う者である。家庭との連携につき、スクールソーシャルワーカーに調整を行ってもらうなどのサポートを受けることが考えられる。

なお、このような専門家によるサポートを受けるにあたっては、機構にお



- ① 懲戒処分の対象となる行為が懲戒事由にあたるか否か
- ② 処分の内容が相当であるか否か（対象となる行為の重大性と処分内容の均衡がとれているか否か、等）
- ③ 処分をなすにあたって適正な手続が採られているか否か
  - i 処分の対象となる学生及びその保護者に対する弁明の機会の付与
  - ii 処分理由の告知

イ 上記①に関して

懲戒基準を定めたものとして、「大島商船学生の懲戒及び指導措置に関する内規」が存在するが、その内容が明確とは言い難い。

今後、改正作業を行うことが望ましい。

ウ 上記③-i について

同内規に弁明手続に関する規定がなされておらず、実際に本件において、XXXXXXXXXX被害学生の友人であったM科、I科の学生及びその保護者のいずれに対しても適切な弁明の機会が与えられていない。

同内規の改正作業にあたって、弁明手続について明記することが望ましい。

エ 上記③-ii について

本件においては、処分理由や処分内容について間違った記載がなされ、処分の原因となる行為の特定や、その問題点が対象者に明確には告げられていない（前記第7.5(3)ウ）。

このような事態に至った理由について、大島商船は「担当者個人のミスであった。」旨説明しているが、そもそも、懲戒処分の伝達という学生の権利義務にかかわる重要な事項を担当者が単独で行うこと自体が不適切であり、再発防止策が検討されるべきである。

10 傍観者等に対する指導のあり方

- (1) 基本方針4条6項1号には、「はやし立てたり面白がったりする『観衆』や

見ているだけの『傍観者』の中から、いじめを抑止する『仲裁者』が現れるよう、あるいは誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。」と規定されている。

傍観者による情報提供は、いじめの早期発見やいじめの終息にとって重要であり、大島商船が基本方針で上記のような指導を謳っていることについては評価することができる。

しかしながら、既に述べたとおり、本件いじめ発覚前後を通じて、商船科内や寮内で、このような指導が十分になされていたことをうかがうことはできない。

今後は、前記第10.4(2)のとおり、十分な指導、教育が望まれる。

- (2) また、基本方針4条6項1号の定める「誰かに知らせる勇気」を実行できるような環境を整えることも必要である。

例えば、いつでも匿名でいじめについて情報提供できる窓口を設置したり、前記第10.5(3)記載のとおり定期的なアンケートを実施したりすることが考えられる。

#### 11 中間報告後の大島商船の対応

当委員会の中間報告を受けて、大島商船は、常設のいじめ防止委員会を設置し、いじめの早期発見に努め、いじめが発生した際には、新たに設置するスクールソーシャルワーカーと連携し、迅速かつ適切にいじめに対応する体制を設ける旨を表明し、既に、一部はそうした取り組みを開始していることが認められる。

これらが実効性にあるものとなるか否かは、今後の実際の取り組みをまって評価されることとなる。

なお、中間報告において、当委員会は、高専に対し、いじめ予防やいじめが発生した際の対応については、被害学生とも協議の上、計画を策定するように求めたのであるが、残念ながら、上記の改善の計画は、被害学生との協議を経ずになされている。

もとより、いじめ対応の在り方は、学校全体に関するものであり、特定の者の意見のみを取り入れて改善を図るべきものではない。しかし、当委員会の提言は、具体的ないじめ事案の調査に基づいて行ったものであり、その案件の当事者である被害学生の意見を聞きながら改善の計画をすることは、当委員会の報告の理解を深め、より効果的な改善計画の策定に資すると考えられる。また、被害学生が学校の改善の計画に意見を述べることは、自ら受けた被害の経験が、今後の大島商船におけるいじめ被害をなくすことに役立つという点で、被害学生がいじめによって受けた傷を癒す効果をもたらすとも考えられる。

従って、本最終報告後に学校がさらなる改善策を検討する際には被害学生と協議を行い、その意見を踏まえて行うように改めて要望する。

#### 第 11 機構に対する要望

- 1 前述のとおり、当委員会は、本件のいじめ事件を受け、大島商船のいじめ対応について改善のための提言を行うものであるが、その改善においては、高専の設置者である機構の役割も極めて大きい。そこで、現時点までの調査に基づき、当委員会としては、機構に対しても以下のとおり要望を行うものである。
- 2 まず、前述のとおり、高専には、いじめ対策防止推進法の規定が直接的には適用されない。しかし、高専に在学する学生は、高校生と年齢的にもその他の特徴としても異なるところがなく、そうした集団において、高校と同様のいじめが生じ、それによって深く傷つく学生が生まれる可能性があることは明らかである。

一方で、高専は研究機関とされ、教員が生徒の指導よりも研究に力を入れる傾向にあることや、職員室が存在しないなど、学生の動向に関する情報の共有にとって支障となる事情が存在することは否定できない。

そうした事情を踏まえると、高専においては、高校と同様の実効性のあるいじめ対策が可能となるように、高専の特徴に即した、ある意味で、一般の高校

よりもより踏み込んだいじめ対応のあり方を検討することが必要である。

ところが、機構が策定したいじめに対する基本方針は、いじめ防止対策基本法の条文をなぞったもので、高専の特徴に即した検討がなされたことが全くうかがえない。また、いじめに関する通達等においても、こうした配慮を認めることは困難である。

本件が問題となる以前にも、他の高専において、いじめが顕在化した事例は存在するが、そのような案件の検証結果を踏まえて機構が高専に対していじめの予防及び発生したいじめへの対応について指導を行った形跡も見られない。

以上から、当委員会としては、機構としていじめ対策が十分になされていると認めることは困難である。

3 また、機構は、個々のいじめ事案について、高専を指導する場合もあり、本件においても、適宜、高専に対して対応に関する指導を行っているが、その指導が実際に被害学生の保護や加害者の反省を促すことにつながっているとは認めがたく、必ずしも十分な効果を生じていない。

4 以上のような事情を踏まえて、当委員会としては、機構に対して、以下のことを要望するものである。

- (1) 機構において、研究機関である高専の特徴をふまえた、いじめに対する基本的なあり方を改めて検討し、各高専に伝えること
- (2) 高専の関係者に対する実効性のある研修を実施すること
- (3) 研究機関であることから生じる教員の指導の困難さをできる限り克服するように、いじめの予防、発生時の対応のために、外部の専門職の積極的な活用を含めた、組織的、人事的な手当てを行うこと
- (4) 高専に対して適切な指導や支援ができるように、機構内に複数の担当者からなる実効性のあるいじめ対応チームを創設し、高専でいじめが生じた場合に、一貫性のある適切な指導・支援を行うこと

## 第12 最後に

当委員会は、大島商船及び機構に対して、以上の提言及び要望を行う。

大島商船及び機構においては、当委員会の報告を受け、当委員会の指摘した内容に対する大島商船及び機構としての認識を関係者に明らかにしたうえで、今後のいじめ再発の防止や、万が一にもいじめが発生した場合の早期発見及び解決に向けて、いかなる方策をとるべきかにつき被害学生とも協議しながら真摯に検討されたい。

以上

令和2年3月27日

大島商船高等専門学校 いじめ調査第三者委員会

委員長

小坂 昌司



委員

深澤 清治



委員

長井 朋



委員

山本 直

